

会 議 録

会議の名称		令和6年度第1回つくば市医療的ケア児支援体制協議会		
開催日時		令和6年7月12日 開会14時 閉会16時		
開催場所		つくば市役所2階 防災会議室2・3		
事務局（担当課）		福祉部障害福祉課		
出席者	委員	根本希美子、藤井ひとみ、吉田美恵、井坂美津子、篠崎純一、 吉田真一、斉藤秀之、飯島弥生、新井清司、宮園弥生、成島 浄、松本亜希子、新谷幹英		
	その他			
	事務局	福祉部：根本福祉部長、相澤福祉部次長 障害福祉課：岡田障害福祉課長、吉村統括医療技士、倉持医 療係長、秦、新國 社会福祉課：大竹係長、田崎 教育局：中島特別支援教育推進室長、関指導主事、飯岡係長、 こども部：岩田幼児保育課長		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由				
議題		1 避難行動要支援者名簿・個別避難計画について 2 特別支援学校における災害対応・災害対策について 3 意見交換		
会議録署名人		確定年月日	年	月 日
会 議	1 開会 2 福祉部長あいさつ 3 議事			

次 第	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布資料説明 【議題】 (1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画について（つくば市社会福祉課） (2) 特別支援学校における災害対応・災害対策について（新谷委員より） (3) 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ア 議事（1）（2）について イ 今後の本協議会で検討したいこと 4 その他 5 閉会
--------	--

< 審議内容 >

事務局：定刻となりましたので、令和6年度第1回つくば市医療的ケア児支援体制協議会を開会いたします。本日は公私ともにお忙しい中、協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、福祉部長根本より御挨拶申し上げます。

根本部長：皆様お世話になっております。福祉部の根本でございます。本日は御多用のところ、令和6年度第1回つくば市医療的ケア児支援体制協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には日頃より障害者福祉行政に対しまして、深い御理解と御協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして改めて厚く御礼を申し上げます。さて当協議会は、令和4年度に設置後、今回で5回目の開催になります。今回の議事は、前回に引き続き、災害時に関することとなっております。令和6年度能登半島地震から半年が過ぎまして、まだまだ復興の最中であるとともに、風水害の多い季節が到来しています。今後起こりうる災害に備えて、自助、共助、公助について話し合い、日頃からの備えに結びつけていくことが重要だと考えております。本日も委員の皆様には忌憚のない御意見、御助言をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に際しまし

での御挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：議事に入ります前に、会議の公開に関する連絡事項がございます。つくば市医療的ケア児支援体制協議会については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする、つくば市附属機関の会議及び懇談会の公開に関する条例により、この協議会を公開とすることとしておりますので、よろしくお願ひいたします。また、委員の任期中の会議に関する事務局に寄せられた御意見、メール等によるお問い合わせにつきましては、原則として委員全員で情報共有させていただきますので、あわせてお願ひいたします。また、前回同様、本日の会議は議事録作成のため、お手元にあるマイクを使って御発言いただきますようお願いいたします。発言の際には、初めに御名前を言っていただいてからお話を始めてください。また、本日マイクのご用意が少なく、お隣の方とお2人でご使用いただくこととなります。申し訳ありませんが、御協力いただけますようお願いいたします。続きまして、本日の資料について御確認をお願ひいたします。まず、「令和6年度第1回つくば市医療的ケア児支援体制協議会次第」。2点目は「避難行動要支援者制度の概要」、A4のもの一枚になっております。3点目はA3を二つ折りにしたもので、この中に個別避難計画書というような文面が載っているかと思ひます。4点目は「災害時の対策と対応（つくば特別支援学校の実践）」というものになっております。以上を御準備させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。それでは、これからの議事進行につきまして、斉藤会長にお願ひしたいと思ひます。斉藤会長、よろしくお願ひいたします。

斉藤会長：皆様こんにちは、お疲れ様でございます。斉藤です。今の御説明の通り進めていきたいと思ひます。予定では16時までとなっておりますので、円滑な議事の進行に御協力ください。よろしくお願ひします。足元が悪い中、お集まりいただき、ありがとうございました。それでは早速ですが、議題に入らせていただきたいと思ひます。資料2 議題表
(1) 「避難行動要支援者名簿・個別避難計画について」つくば市社会福祉課から御説明でしょうか。よろしくどうぞお願ひいたします。

社会福祉課（大竹）：皆様こんにちは。社会福祉課の大竹と申します。本日は大変お忙しい中、貴重な御時間をいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、避難行動要支援者名簿、個別避難計画について担当者より詳しいお話をさせていただきたいと思っております。私は簡単に、この制度の概要についてお話しさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては東日本大震災を契機に創設された制度でございます。高齢者や障害者など、自力での避難が困難な方々を「避難行動要支援者」として位置付けまして、市町村の方で、その方々の情報を集約した名簿を作成しております。その中で、この個別避難計画の避難行動支援者と言われる方々を、地域や関係機関で支える体制ということで、こういった名簿情報を、同意をいただいた方につきましては、地域の民生委員の方々、また自主防災組織の方々に情報を提供いたしまして、平時から地域で支え合う体制を構築しております。この後、詳細な制度の概要等につきまして、担当者から御説明申し上げます。

社会福祉課（田崎）：つくば市社会福祉課の田崎と申します。私の方から、こちらの資料を用いて、制度の概要等について御説明させていただければと思いますのでよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。ではまずお手元のA4の「避難行動要支援者制度の概要」という用紙の方から御覧ください。先ほど大竹が申し上げた説明と重複する部分もあるのですが、こちらの避難行動要支援者名簿という制度につきましては、東日本大震災の際に、高齢者や障害者の方たちが自力で避難することができず逃げ遅れてしまったという状況が発生したことで、この教訓を踏まえまして、災害対策基本法の改正により、災害時に自力で避難することが困難な方たちのことを、避難行動要支援者として位置づける、そして市町村ではその方達の個人情報を集約した避難行動要支援者名簿という名簿を作成することが義務づけられました。地域支援者や各関係機関の方に、災害発生時ではなくて平常時からこの名簿情報を提供することによって、避難行動要支援者を地域や関係機関で支える体制を作っていこうというねらいがある制度となっております。こちらの名簿情報を平常時から関係機関に提供するには、避難行動要支援者本人の同意がある方の情報のみ

を提供するという形で取り扱っております。すなわち名簿の提供に同意をすることによって、避難情報の発令時や災害が発生した際に、地域支援者等により、避難の声かけや安否確認などの避難支援を受けられる可能性が高まるという制度となっております。続けて具体的に避難行動要支援者としてつくば市で位置付けている方、対象となる方について御説明いたします。資料の中頃の四角1番のところに「避難行動要支援者として対象となる方」という部分に記載させていただいているんですが、まず一つが要介護認定3から5を受けている方。二つ目の条件が身体障害者手帳1級または2級の第1種を所持する身体障害者で、この場合心臓・じん臓機能障害のみで該当する方を除きます。三つ目が療育手帳①またはAを所持する知的障害者、四つ目が精神障害者保健福祉手帳一級を所有する方で、なおかつ単身世帯の方、五つ目として、その他みずから避難することが困難と市が判断する方を対象としております。なお、いずれにおきましても、施設または病院に長期入所・入院をしている方につきましては、こちらの名簿の対象外になっておりまして、あくまで在宅で生活をしている方を避難行動要支援者として位置付けております。施設や病院に入所、入院している方につきましては、実際の災害発生時の避難行動については施設、病院の方で行うということになると思うので除いている形となっております。続けて実際に避難支援者としてこちらの方で位置付けている方達につきましてお伝えします。まず一つ目が、消防機関、消防団を含めた消防署の方に名簿情報を提供しております。二つ目の避難支援者としては警察機関が位置付けられています。三つ目が民生委員・児童委員の皆さんになります。四つ目がつくば市社会福祉協議会になります。五つ目がこちらは該当地区のみにはなるのですが、自主防災組織の皆さんになります。今御説明した五つの対象については基本的にはすべての方たちに全員に対して名簿情報を提供するという形で取り扱っております。避難支援者の方に提供する名簿情報に具体的にどういったことが記載されているかということについてなんですが、まず一つ目が、避難行動要支援者の氏名、二つ目に、年齢、三つ目に性別。四つ目に住所、五つ目に電話番号。六つ目に避難支援を必要とする事由。この避難支援を必要とする事由というのは先ほど御説明した、例えば「要介護認定3を受けています」などの、どの条件で避難支援が必要となるかということをお示ししてい

るものとなっております。七つ目に個別避難計画の記載内容。個別避難計画につきましてはこの後御説明差し上げますが、そちらの記載内容についても共有をさせていただいております。なお、避難支援者の方にこういった個人情報を提供するというので、その取り扱いについて大丈夫なのかということで疑問を持たれる方もいらっしゃると思うんですが、避難支援者の皆様には災害対策基本法の規定に基づいて守秘義務が課せられています。我々事務局でも名簿等の情報を提供する際には、情報漏えいを防止する観点から、情報の利用目的の制限についての説明であったり、自主防災組織等では「鍵のかかるようなところで管理してください」というような管理体制についての説明も実施をしております。また民生委員・児童委員につきましては、その民生委員・児童委員の方の担当となっているエリアの避難行動支援者の情報のみを提供するという形で、情報提供の制限を行っております。では続けて裏面の方をご覧ください。先ほど少し申し上げました個別避難計画書について御説明差し上げます。個別避難計画書とは地域支援者や関係機関による避難支援をより実効性のあるものとするために、避難行動要支援者の方々に作成をお願いしているもので、先ほど申し上げた、氏名、年齢等の情報に加えまして、例えば、どの避難所に避難したいと考えているか、それから、避難所にどういったことに配慮して欲しいと考えているか、健康状況はどのような状況か等の、より詳しい情報について御記載をいただいて、避難行動の実効性を高めるというようなものとなっております。こちらについては、先ほどの避難行動要支援者名簿の個人情報の情報提供に同意していただいた方に対して、こちらの個別避難計画の方も追加で作成をお願いしますという形でこれまでお願いをしてきたものでありまして、御作成いただいた方につきましては、避難行動支援者名簿の情報とあわせて、こちらの個別避難計画書の内容についても提供を行っているという形となっております。令和5年度までの避難計画書作成の流れについてなんですけど、こちらの個別避難計画につきましては、まず名簿情報を地域の方たちに提供していいかということの同意書の方を同意してください、という形で個別で郵送対象者の方に郵送でお送りしまして、「同意します」と社会福祉課の方に、同意書の返送があった方に対しまして、この個別避難計画を作りましょうということで、こちらの社会福祉課の職員が対象の方の御自宅に訪問し

て、個別避難計画と一緒に作成するという作成支援の方を行っております。そちらの方で作成いただいたものを民生委員、警察署・消防署等にコピーしたものを配布するという形で情報提供を行ってまいりました。以上が令和5年度の流れなのですが、令和6年度につきましては、今、皆さんのお手元にA3版でお配りした様式等へと改めまして、こちらの方を用いて個別避難計画の作成というものを進めております。令和5年度とどういった部分が変わったのかというと、こちらのA3版の表面の裏「関係機関への個人情報個別避難計画の提供に係る同意書」という四角で囲ってある欄です。これまでは「個人情報の提供について同意をお願いします」という内容のみをお送りして、御返送あった方に対して「個別避難計画を作ってください」というアプローチをしていたのですが、令和6年度からはこちらの同意書の内容と、同じ用紙を広げていただいた時に出てくる個別避難計画書というものを、対象者の方にまず、全部郵送で最初からお送りしまして、個別避難計画書の方を作成いただきつつ、同意も一緒をお願いするという形で、アプローチをする形となっております。令和5年度までの流れですと、お送りした時に必ず個別訪問で作成支援をするという形を行っていたのですが、例えば御家族等で、こちらの方の記入が御自身でできる方いらっしゃる場合には、訪問しなくて作成いただける方もいらっしゃいますので、そういった方にも訪問を待たずに積極的に作っていただくというところを進められるよう、様式の改正という形で一緒にお送りする形をとりました。もちろん、こちらをお送りした上で、作り方がわからなかったり難しいかったりという方に対しては、引き続き個別で訪問をして作成支援を行っておりますので、より広い方たちに御自身で作成いただけるように改正を行ったという形となっております。今まで申し上げた名簿の情報や、個別避難計画の活用方法について、改めてまとめて御説明差し上げますと、平常時、普段から災害が発生する前のところからは、関係機関に対して、名簿情報とこちらの個別避難計画書の情報を提供して、日頃からの共助の関係づくりを強化することによって、災害に備え、円滑な避難支援の実施へとつなげることを目的としております。そして災害発生時、実際に災害が発生した場合には、関係機関を中心に地域の方と一緒に、名簿に登録された方々の安否確認や避難支援につなげていくために活用する、という形で社会福祉課の方で活用してござ

す。最後にこちらの制度の注意事項だけ2点ほど御説明させていただきます。まず1点目として、実際に災害が発生した際には、避難支援をする関係者の方やその家族等の方の安全がまず前提となりますので、こちらの同意を得て、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないというところには御注意ください。2点目として、実際の災害発生時には、事前に同意を得られなかった方の名簿情報につきましても、生命の安全性を確保するという観点から、その緊急性が高い場合には同意を得られていない方についても安否確認のための名簿情報提供を行う可能性があります。駆け足の説明にはなりましたが、私からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

社会福祉課（大竹）：社会福祉課大竹と申します。今の御説明させていただいた件につきまして何か御意見、御質問等がありましたら、お受けさせていただきたいと思えます。

成島委員：つくば市医師会の成島です。今、いわゆるBCPを、介護系は通所系も、施設系も全部、今年度から義務づけとか設定するの必要があり、医療機関も努力義務ですけど、ペナルティはないんだけどやはり作らなくてはならないと。そうしますと、色んな所でBCPが氾濫していて、逆に言うと、つくば市が作るとすれば、おそらく「地域BCP」という表現になると思うんですけど、ある程度、整合性を取っていかないと駄目だろうと思うんですね、それぞれBCP作ったのはいいけど、何かみんな全然方向性が違うと、混乱のもとになると思うので、それをやはり実は医師会も作ってまして、特に在宅療養者に対するBCPをまず作ろうという形で。ただ基本的になるべくシンプルなものにしよう。つまり、なぜかという、今言ったように、施設とか、通所系、入所系でもう作り始めているので。ただ、残念ながらやはり介護系はもう、急いで作ったのでほとんどホームページからダウンロードして、そこに施設名を貼りつけただけで、実際には、あんまり実行性がないようなものが見受けられる、ほとんどがそういう形にならざるをえない。これは急いで作れと言われてしまったせいもあるので、そろえなくちゃならないと言われたのだと思うんですね。医師会の方としては、検討委員会を作って、きちんと議論しながら、なるべくシンプ

ルなものにしようと考えています。なので、実際、僕たちもそれぞれ在宅の患者に直接「どうしたいの」という話を聞いています。ただその時にやはり、例えば「私は避難しない」という家族もいました。なぜかという、「うちは太陽光発電と自家発電を備えていて、施設に行っても、胃ろうで、寝たきりで、吸引も必要な方が、おそらく避難所に行っても何もしてもらえないよね。だったら家の方がよっぽど安全だよ」って言い切られました。確かに家がつぶれない限りはその通りだなと思って聞いていました。今回これを作ると同時にやはり、まずとりあえず入れて欲しいのが、在宅時間、曜日は入っているんですけど、例えば18歳未満でしょうから医療的ケア児の場合だとね。施設に行っていれば、多分昼間は自宅に居ないわけですよね。どの時間帯に居ないのかどうか。それからもう一つは、ちょっとこれは酷な言い方かもしれませんが、災害って発生して、やはり一定時間は、自力で頑張るしかないと思うんですよね。結局こういうものが機能し始めるのって、2日目とか3日目ぐらいになったからなので、少なくとも1日2日は何とか頑張る必要がある。当然なるべく早く支援を出したほうが良いんだと思うと同時に、やはりこれを出したから安心ではなくて、注意事項でね、保障するものではないと書いてあるように、そのあたりは逆にもうちょっと付け加えて、やはり1日ぐらいは頑張れるようなことを備えて欲しいってことを伝えていったほうが良い。おそらく、医療的ケア児の場合には、意識の高い保護者さんが多いと思うので、バッテリーを準備しているとか、電気設備が必要な場合には、そういう話をよく聞きますので、それはそれで良いと思うので、やはりきちんとそのあたりは、もしつくば市がこれを作るのであれば必要かと。先月かな、つくばみらい市でね、医療的ケア児1人の、避難訓練やったと新聞に出ていましたけど、つくばの場合には、なかなかそこまではすぐにはできないと思うんだけど、やはりそういうのも検討していただきたいなと思いました。僕の場合はどちらかというと、老人が多いので、在宅療養で、結局、今回の能登半島地震なんかでも、福祉避難所そのものが倒壊して、スタッフも当たり前だけど、災害が大きいとスタッフそのものが皆、被災したんですよね。そうすると、どれぐらい人が確保できるのかっていうことを考えると、繰り返しになりますけど、やはり少なくとも、発災して、ある程度の時間は、頑張っただけで、自助努力っていうことを

付け加えていただきたいのと、もう一つは、個別避難計画の中でいいと思うんですけど、宮園先生の御専門だと思うんですけど、発達障害なんかで、学校検診をやっている、異性っていうだけで近づかない人もいるし、触ろうすると興奮しちゃう子もいるし、そういう方達もいらっしゃるんで、そういう子たちに対する対応、注意、そういうものを分かるようにしてもらえれば、例えばね、異性に対して興奮してしまう人は同性の方がなるべく対応するようにするとか、体に触れるのを極端に嫌がる子もいますから、そういう子たちの注意をどこかに書けるようにきちんと、情報として得られるようにしてください。以上です。

社会福祉課（大竹）：貴重な御意見ありがとうございました。成島先生の方からいただいた御意見は課に持ち帰りまして、今後、こちらの計画の様式の見直し等の際に参考にさせていただきますと思います。御意見ありがとうございました。

宮園委員：宮園です。何点かお伺いしたいのですが、5番のところ、どこに避難しますか、避難所の名称を書く欄があるのですが、その上のところに「指定避難所は通常開設していない」というところがあって、そうすると事前にどこに避難するっていうのは書けないってことでよろしいでしょうか。

社会福祉課（田崎）：こちらにつきましては実際に各対象者の方にこちらの個別避難計画書の方を郵送してお送りする際につくば市の方の指定避難所のリスト一覧の方を同封してお送りしております、「指定避難所を通常開設していません」という形で書いてあるのは、普段から開いているわけではないというところで、もちろん災害発生時や災害が発生することが予測される際には開設されることになると思うので、そちらの一覧の方を見ながら、開設されることになるであろう避難所等について御記載くださいというものです。少し表現がわかりづらかったのですが、そういった御案内を差し上げているところです。

宮園委員：この緊急速報メールっていうのは、メールのアドレスが書いてないと、ちょっと届かないのかなって思うのですが。その辺はいかがでしょう。5番の3行目の市のホームページや緊急速報メール等でお知らせしますっていうところですね。

社会福祉課（田崎）：緊急速報メールとは危機管理課で行っているものになります。御指摘のとおりこちらの記載内容だけでは、実際に登録したい方に向けた情報をお示しできていないと思うので、そちらにつきましても今後、お送りする際に緊急速報メールの情報につきまして、「登録する場合にはこちらにアクセスしてください」などといった御案内等も含めた形をとらせていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

宮園委員：あともう1点だけよろしいでしょうか。北海道でブラックアウトが起こったときに、停電っていうのも一つ災害として、特に医療的ケアで連携を必要な方の場合には、考えていただいたほうがいいのかなど思っているんですけども、そちらについて何かこう、市として考えてらっしゃることがあれば伺いたいです。

社会福祉課（大竹）：ただいま停電の際の対応ということでお話をいただいていたと思うのですが、現在のところ社会福祉課の方では、こういった災害が起こって福祉避難所の開設が必要となったときに調整等を行うような形になっています。福祉避難所には、福祉避難所を運営するための、非常用の電源設備は備えてはいるのですが、医療ケア児の方のためのバッテリーの予備などを、こちらの方で今のところを用意しているという状況ではございません。その点何卒ご理解いただければと思います。以上です。

宮園委員：質問の意図としては災害っていうジャンルとして、洪水、土砂災害、地震以外に大規模停電っていうものを一つジャンルとしてあってもいいのかなっていうことで伺いました次第です。

齊藤会長：要望ということで、御検討いただければと思います。

社会福祉課（大竹）：ただいまお話いただいたのは、個別避難計画書の5番にある、災害発生時にどこに避難するかというところで、今現在は洪水・土砂災害及び地震しか想定はしていないのですが、こちらの方に大規模停電の項目を追加いただけないかという御要望でよろしかったでしょうか。申し訳ございません、私の方では趣旨をよく把握できず大変申し訳ございませんでした。そちらの方も今後検討させていただきたいと思います。

成島委員：一番重要となるのは安否確認だと思います。常総市では平成27年の関東東北豪雨による水害発生時に安否確認に苦労した経験から「電子@連絡帳 JOSO システム」の運用を開始しました。月々コストはかかりますが災害給付金を活用したそうです。つくば市医師会でも会員の安否確認のためいろいろなメーカーにプレゼンしていただき検討中ですし、つくば市医療介護連携推進事業でも安否確認の重要性を認識しています。これまでつくば市は前向きでなかったのですが、最近は導入する方向性のようです。在宅医療では65歳以上が対象ですが導入した場合には今回検討している医療的ケア児も含めた登録なども医療介護連携推進事業と連携を取って、安否確認システムをうまく活用できれば有効だと思います。それは同じ行政の組織で確認をお願いします。

根本部長：成島委員の方からご紹介いただいた、そちらのツールに関しては、安否確認の作業にもすごく有効だということ、私達の方も認識しておりますので、もしつくば市で導入する際には、合わせて検討したいというふうに関心しています。

齊藤会長：ありがとうございます。

根本委員：かけはしねっと根本です。先ほどちょっと先に宣伝させていただければいいですか。

かけはしネットの方が主体となりまして来週7月21日に、避難計画のシミュレーションの会をしようということで、今回、御説明いただいた社会福祉課の方々にもう一度御説明いただいた上で、ある御家庭をケースとしてとらえて、その方に対して個別の避難計画をみんなで考えてみようというような会を考えておりまして、今日最後に御案内したいなと思っておりました。概要の方の説明については理解したんですけども、少し御質問なんですけれども、まず手帳等によって登録をされている対象となる方についての名簿の更新などのタイミングはどういったことになっているのか、施設入所とか病院に長期入院が必要で在宅の方々に限りますっていうようなことが書かれているところで、その更新をどれぐらいのタイミングでどのような形で行っているのかということと、あと支援者の方に名簿を提供されるっていうことのタイミングは、どういったタイミングで、例えば毎年度なのか、担当者が変わったときなのか、名簿が更新されたタイミングなのか、そういった運用の仕方のところを聞きたいなと思ったところです。あと医療的ケア児については確か「その他」というようなところで、みずからの判断で登録をしてくださいというお願いで、対象に該当がされるというようなことで伺ったかと思うんですけども、それと同時に、おうちでどういった医療機材が必要かということの、確か医療的ケアの内容を書いてもらうような、もう1枚ありましたよね。そのちょっと確認と思いました。何点かバラバラと申しましたが、まず対象登録の更新のタイミングと、支援者への提供されるタイミングについて教えていただきたいなと思いますよろしくお願いします。

社会福祉課（田崎）：社会福祉課の田崎です。最初に御質問いただきました名簿情報の更新をするタイミングにつきましては、基本的に年1回の更新を行っております。これら要介護認定等の条件に新たに当てはまった方につきましては、年に1回、概ね5月1日前後ごろに改めてピックアップをして、名簿に登載する。それから転出や亡くなられた等によって名簿から外れた方については随時システムの方で外れていくという形になっておりまして、そういった形で名簿に登録する方については情報を更新していくという形をとっております。この更新した名簿の情報につきましては、こちら年1回にはなるのですが、避

難支援者の方に対して、更新した名簿の情報を概ね7月から9月にかけて新しい名簿を古いものと交換する形でお渡ししております。それから、医療的ケア児の方にフォーカスした追加の調査票がについてなのですが、こちらのA3個別避難計画書の6番の「ご自身の状況はいかがですか」というところの設問の中に、避難時に配慮すべき事項の上から2個目の事項のところの下から2個目の「医療機器の電源バッテリーが必要」というところにチェックをした方につきましては、後日また別途医療的ケア電源バッテリー等の状況について、より個別にフォーカスした設問を用意した調査票の方をお送りして、そちらについても御返送いただきまして、社会福祉課と障害福祉課の方で共有して、実際に安否確認等を支援の方に使うというような形で御案内を差し上げております。本日はそちらの書類を御用意しておらず大変申し訳ございませんでした。

斉藤会長：ありがとうございます。他、よろしゅうございますか。もし何かあれば、冒頭、御説明あったようにメールで事務局にお出しただけだと。よろしく願います。それでは次にいきたいと思えます。(2)「特別支援学校における災害対応災害対策について」ということで今日は新谷委員から少し御説明いただきたいと思えます。新谷委員よろしくどうぞお願いいたします。

新谷委員：特別支援学校、新谷です。まず、せっかくの機会なので、学校の紹介を4分ほどの動画にまとめたので、そちらの方を御覧いただきたいと思えます。

動画：茨城県立つくば特別支援学校を紹介します。平成19年に開校して、今年度で17年目になります。県内で初めて、唯一の、知的障害、肢体不自由を対象とした併設の学校です。知的障害部門をA部門、肢体不自由部門をB部門と呼んでいます。小学部、中学部、高等部があります。A部門、B部門を併せて389名が在籍しています。年々、増加傾向にあります。A部門の生徒は主につくば市、B部門の生徒は広域に渡っています。複数の教育課程や学習グループがあり、診断に応じて所属しています。個別の支援計画に応じて教育に

取り組んでいます。

また、自立活動では一人一人の課題に応じた内容に取り組んでいます。

医療的ケアを必要とする児童生徒には、学校生活を健康に送り、授業に集中できるように、看護職員による痰の吸引、経管栄養や、導尿などのケアを行っています。

卒業生一人一人が継続した社会参加ができるよう、進路指導を行っています。

在学中に、希望する事業所等で複数回の現場実習を実施して、円滑に移行できるようにしています。

学校の主な施設を紹介します。校舎全体に日差しがたくさん入る構造になっています。暖かいです。A部門は三階建て校舎で、B部門は1階建て校舎で、吹き抜けの通路で繋がっています。

A部門とB部門の校舎の間には、中庭があります。屋外での運動や休み時間に中ににぎやかな声が行き渡ります。昇降口の奥にあるフリースペースには図書コーナーがあります。中庭では花や植物を育てています。工程は天然芝の全天候型のタータンになっています。タータンは安全に活動することができ、車椅子の操作もしやすいです。登下校で使用する、昇降口には駐車できるスペースで大きな屋根があり雨天でも安全に乗降することができます。中学部と高等部では様々な作業学習を行っています。作業学習のための木工室があります。心を込めて作った生徒の作品は文化祭や授業参観で展示や販売をしています。これで学校紹介を終わりにします。

新谷委員：音声が小さかったり、あと一部、昨年度のデータが入っていたりして申し訳ございません。今日を迎えるにあたって、学校の方で、どのように災害の時に対応するかとか、対策をしているかというお話をしてくださいというふうに、お願いがあったんですけども、学校には色々なセクションがありまして、防災の係であったりとか、今日の話題である医療的ケアは保健の方ですし、あと生徒指導の方とかすごく多岐にわたってまして。なかなか資料を系統的にまとめることが私にできなかったのも、今日は学校でこういうことを行っていますということをお断片的にお伝えをしたいと思います。まず最初にお配り

した資料に沿って、こういうことをやっていますということをお伝えさせていただいた後に、実際に写真を撮ってきたので、その写真を見ていただきながら、学校の様子なんかを知っていただける機会になればいいと思います。それでは資料に沿ってお話をします。まず避難訓練なんですけれども、実際の災害を想定して訓練の方を実施しております。(1) 簡易避難訓練と呼んでいまして。実際時間になると5分ぐらいだと思うんですけれども、毎月1回、定期で行っています。時間も子供たちや先生にも伝えてないので、突然放送が鳴ってそこで対応するという、そういう避難訓練です。火災、地震、竜巻、不審者があるんですけれども、年間11回実施しております。(2) 避難訓練は、簡易ではなくて、簡易避難訓練は実際に避難する体制を整えるまでで、教室、廊下に1列になって並ぶところまでです。(2)の避難訓練は実際、災害が起こったことが想定されて指定された避難所まで避難するという避難訓練になります。こちらは年間3回実施しています。そのうちの1回は、引き渡し訓練も兼ねて行っていて、保護者の方に御協力をいただいて、実際に学校に、子供を迎えに来ていただくという、本当に災害を想定した訓練を行っております。簡易の訓練でも先ほど触れたんですけれども、本校の特徴、他の学校と一番違うところは、避難経路が示されていないということです。「食堂で火災がありました。グラウンドに避難してください」という放送があった時に、各教員が風向きとか天候とかを判断をして、最善の安全の道を確認をして、子供たちを誘導するというような訓練を行っております。ですので学級によっては、こっちに行ったりとか、こっちの学級は別なルートとったりとか、実際そういうことがあるんですけれども、そのあとに振り返りをして、今回のケースはどちらの経路を取ったら良かったかというようなことをフィードバックして、実際の災害を想定しながら、避難訓練をするようにしております。非常食体験、災害時の対応のところに災害バッグってあるんですけれども、災害があったときのために、通常の学校生活プラス、学校に1泊するような想定で荷物を持ってきていただいています。その中に食料もありまして、年間1回その学校に持ってきていただいた食料を実際食べてみる、という体験をしております。2番、災害時の対応です。引き渡しカードなんですけれども、先ほどの引き渡し訓練のときに、実際に子供を、学校から保護者の方に引き渡すときに使うカード

になります。事前に年度初めに必要事項を書いていただいて、学校に提出をしていただきます。引き渡したかどうか、きちんと引き渡せたかどうか、学校の方で確認をするための資料になります。（２）非常時の、用品の準備なんですけれども、災害バッグというものを、登山に行く大きなバッグ１個分ぐらいですかね、着替えとか食料とかそういったものです。医療的ケアの必要な子供たちはそこにケア物品を入れて学校に持ってきていただきます。後でまた説明をいたします。（３）は、通学時の対応です。子供たちが学校にいる時に災害が起こった場合には、把握はしやすいんですけれども、もし通学途中に災害が起こった場合、これを想定して、スクールバス、それから自分で学校に来ている子供たち、また自転車で通ってる子供たちもいますので、そういう子供たちに、どういうふうに対応していくかということも学校の方で準備をしています。（４）の災害があった時の安否の確認システムなんですけれども、以前は民間サービスを複数使っていたのですが、今は常時学校と保護者と連携、連絡を取り合う民間サービスを一つ、契約しておりまして、そちらの方で災害時も対応できるということなので、そちらのサービスに一括して、民間のサービス一つを利用しています。こちらの保護者と、動作確認をしたりとか、実際に保護者の方と訓練をしたりとか、そのようなことも行っております。次に、いよいよ医療的ケア児のことなんですけれども。まず、先ほどの避難訓練は、学校として行うんですけれども、看護職員が自主的に避難訓練を行っているようです。実際、やはり医療的ケアの子供たちは、物品も多いですし、移動にも支援が必要なところもあるので、そこも含めて実際どうなんだろうということを、学校とは別に、看護職員の方でシミュレーションしながら準備をしています。避難訓練の様子は後で写真をご覧ください。（３）医療的ケアに必要な物品なんですけれども、まず一つは毎日、登校するときに、保護者の方にバッグに入れてきていただいて１日過ごす分を予備も含めてなんですけれども持ってきていただいています。その他にケアルームの方にロッカーを用意しておきまして、保護者の管理なんですけど、余剰分を置いてある御家庭もいらっしゃいます。家庭それぞれなので、学校の方で把握はしてないんですけれども、一応ケアルームには多少ある形になります。そして年度始めに持ってくる災害バッグの中には、一通り医療的ケアの物品も入れて、学

校の方に置いていただいています。福祉避難所と東日本大震災時のことについてはまた後程お話をしたいと思います。お配りした資料に沿っての説明は以上になりまして、次は写真等の資料を用いたので、こちらに沿って説明をしたいと思います。これが、避難訓練の流れになります。

ちょっと細かいところもあるんですけども、見ていただきたいのは、これを職員間で共有をしているということをお伝えしたいと思います。これは火災なんですけれども、災害が発生して火災報知器が鳴らされた後、子供たちはどのような行動をとればよいか、例えばヘルメット、防災用品を数える。避難誘導係、私のように担任を持っていない職員で、避難経路の確認等、例えば、地震の時に本当にスロープが使えるかとか、階段がどうなるか、というのを確認するのが、避難誘導係になります。人員係は、基本的に主事に当たるんですけども、こちらはどのようなことをするか。あと、安全確認、これも、これもスロープとかの状況確認等、管理職は何をするのか、あと救護は何をするのかなど、それぞれの係が何をすべきかを一覧にしたものです。学校としては、これをもとに、これをマニュアルにして、災害時には対応しております。次は引き渡しカードなんですけれども、これは必要なことを書いていただいて事前に年度初めに事前に学校に提出していただくものになります。必要な個人情報が書かれています。学校で保管をしておきまして、後で動画で見ていただきますけれども、迎えに来た保護者に記載していただくような形になります。それでは、引き渡し訓練の引き渡し訓練の際に、保護者に何をさせていただきたいかということのを学校で動画を作成して、保護者の方に配布しているものをこれから御覧いただきたいと思います。5分ぐらいです。

動画：大地震など大きな災害が発生した場合、保護者の皆様に確実に引き渡すことを想定しています。この動画では、引き渡し方法について説明しています。引き渡し方法を確認していただき、安全な引き渡しができるよう、御協力をお願いいたします。

児童生徒の引き渡しが必要と判断したときは、一斉メールで連絡します。一斉メールに登録していない保護者には、担任から電話で御連絡します。災害発生時は、道路混雑や交

通規制が予想されます。引き渡しの連絡を受けた場合は、安全に気をつけて来校してください。

来校時の車の動線に変更点があります。芝生への入口は駐車スペースです。災害時引き渡しでは、正門から入ることはできません。職員駐車スペースから一度芝生に入ります。職員の車が駐車してあるため注意しながら、最徐行をして進んでください。誘導係の指示に従って進んでください。児童生徒の部門によって駐車場所は違います。B部門は向かって左側、A部門は、向かって右側に進み、誘導に従って駐車してください。駐車後は先頭から順番に校内に誘導します。部門毎に駐車場所が違います。順番に校内に誘導します。砂利の部分を通って、正門から入ります。正門から出てくる車もいます。注意して最徐行で通行してください。B部門はプラットフォームに駐車します。通行している人がいます。周囲の状況に注意してください。B部門の引き渡し場所には、校舎内を通って向かってください。A部門はプラットフォーム周りの駐車スペースに、帰る車とのすれ違いや通行する人に注意してください。駐車するときはバック駐車の御協力をお願いします。A部門の引き渡しは体育館の窓側からです。校舎の中には入らず、外から体育館に来てください。

受け付けの流れ。①学部、児童生徒の氏名確認 ②引き渡しカードの記入 ③カードの記入後に引き渡し。

帰りも誘導に従って最徐行で進んでください。正門では、構内に入ってくる車がいるため、特に注意して進んでください。災害の状況によって、受け付け場所や渡し場所を変更することがあります。その場合は、引き渡しのメールに記載します、御確認ください。安全な引き渡しのご協力をお願いいたします。

新谷委員：以上になります。災害時はもう混乱することが予想されるので、できるだけ保護者の方にわかりやすいように動画を作成いたしました。次は、これは新入学の子供達向けに、持ち物はこういうものを持ってきてくださいっていうようなものでちょっと災害、防災とは違うんですけども、先ほどの動画と同じ意味合いを含めて、持ち物が保護者にとってわかりやすいように、きちんと見える化してあげるということをしています。ここ

にある防災リュックが、持ち物の中の一つに防災リュックがあります。この中に飲み物とか食料とか、衣類を持ってきていただいて学校で保管をするような形になる。ここも本当は絵があるといいんですけども、大きな災害に備えた準備を保護者に伝えるためのお知らせなんですけれども、この黄色のラインのところ、一行だけなんです。医療的ケアを申請している場合は、本当はここにもうちょっとわかりやすく、記載できると思うんですけども、一人一人物品が変わってくるので、そこは本校の課題かと思われます。あとは常時服薬が必要な子供なんかも薬の事を保護者に依頼する、というようなお知らせなっています。先ほどのケアルームにロッカーがあってちょっと入れている場所がありますっていうのは、一番最初の上の点のところ。あと、予備バッテリーの準備もお願いをしております。あと、本当に必要なこととか、細かいこととか疑問のことは、学校で相談に乗れるように、保健主事を窓口、保護者の方と対応しております。あと、これは通学時の対応なんですけれども、災害が大きいときにスクールバスはどうするかということを一覧にしたものです。例えば一番上「バスは、始発前に災害が発生した時にはもうバスは運行しません」なので、保護者の方は自宅に待機するか、自宅から出た場合には自宅へ戻るか、そして、メール等の、先ほどお伝えした民間サービスのメール等で情報の確認をしてください、というような形で、きちんとわかるように、学校は何をするか、保護者は何をするか、これは学校、職員用のものなので保護者に配布しないんですけども、保護者にどのようなことをしていただくかっていうことを、きちんと職員の方で把握するように、できるようにこのような一覧を作っております。そのような形でバスの下校中とかそれぞれに細かくまとめてあります。これは自主通学、自分で学校に来る、先ほどはスクールバスを利用している子供、これは自分たち、自分で通学する子供に対してです。携帯電話を持っている子供もいるんですけども、持っていない生徒もいるので、そここのところは今後の課題にはなるんですけども、安全の確保をしながら通学する。そのためにどうすればいいかということを中心に検討しているところです。最後に、その他の対応なんですけれども、ここは福祉避難所の方に指定されていると思うんですけども、基本的につくば市の方で、いろいろな準備、運営をすると思うんですけども、学校の方にはその準備

物が置かれている倉庫が二つあります。その他、その中には非常食や水が入っているはず
です。それとは別に、ダンボールで作られた仕切りとか、段ボールベッドとか、そのよう
なものをつくば市の方から、本校の、倉庫というか、置き場所に学校の方で保管をしてお
ります。その段ボール、実際、福祉避難所になったときは、私たちとしては、市の職員は
来るのは難しいだろうなというような想定をしているので、学校の職員の方で実際段ボー
ルベッド作ってみたり、そういう訓練を毎年ではなく、ちょっと記憶にはないのですが、
そういう訓練もしております。東日本大震災の時の様子なんですけども、本校職員は250
人なんですけども、東日本の時に、在籍していた職員は現在、3人だけでした。それでなか
か聞き取りが難しかったです。当時、あの時間はつくばの特別支援学校はまだバスが出発
する下校の前の時間帯でした。なので、まだ学校の中に生徒がいてくれたので、把握をす
ることも、比較的しやすかったんじゃないかと思います。私もまだ勤務をしていなかった
んですけども。そして、お迎えをお願いをしたんですけれども、比較的スムーズで、18時
～19時にはほとんど皆さん、帰宅することができたというふうに思います。この時、医療
的ケアの子供たちはどうだったかという、まだ、あの頃はそんなに対象の子供が多くな
った。現在のように高度な医療を必要とする子供も少なかったということで、特に問題は
無かったというふうに皆さんおっしゃっていました。私この時、水戸に勤務していたので
すが、水戸地区は大混乱で、まず橋が通れなくなってしまったので、保護者が迎えに來れ
ない、ということで、学校に泊まっていった子供も数名います。もちろん職員は帰ること
ができなかったんですけども、ただ、連絡も、携帯電話が繋がらなくなる。あと学校の普
通の電話も最初は繋がっているんですけども、だんだん、中に蓄えられている電源がなくな
ってくると、使えなくなってきて、最後は職員の個人の携帯からショートメールで、「ま
だですか」とか「今どこですか」という連絡をしました。唯一ショートメールが使えたの
で、連絡を取り合いながら保護者に迎えをお願いしたりとか、子供に「お母さん何時に來
るからもうちょっと待っていてね」みたいな話をした記憶があります。ただ、水戸の場合
には、学校に今、愛正会病院になったんですけれども併設されている病院があったので、
もし何かのときには、私たちはそこに連れて行けばどうにかなるっていう安心感がすごく

ありました。あと寄宿舎もあったので、具体的に言うと、迎えに来ただけけれども、ちょっとやっぱ交通の渋滞が激しいとか、学区が広いので、学校から自宅まで 50 km、60 km の距離がある家庭の保護者の方もいらっしゃるんで、そういう方は寄宿舎の方で泊まって翌朝帰った方も数名いらっしゃったと思います。そういう安心感は、水戸の場合にはありました、というのをちょっと思い出しながらこの資料作っています。本校の災害の取り組み、対策、それから対応については以上になります。

齊藤会長：どうもありがとうございます。この今の新谷委員の御発表等に何か御確認とか、御質問とか、ここでございましょうか。いかがでしょうか。

井坂委員：ありがとうございました。質問とかじゃないんですけど一つだけ付け加えて。まさに東日本大震災の時に、特別支援学校内は、停電しているし、非常用のドアは閉まっているし、学校の中には入らず外で待機していたので、結構寒かったですよね。当然、バス送迎が中止され保護者送迎だったのですが、親御さんの最終お迎えが 18 時 19 時だったと聞きました。その間、校長先生が 1 台だけバスを学校に残してくれて、そこで暖をとっていたということがありました。バスを 1 台だけ残したというのは、すごいアイデアだなあというふうに思ったのでぜひ一言。付け加えました。

根本委員：ありがとうございます。本当に子供たちが学校にいる間の体制というのはすごくしっかり訓練もされているし準備もされているなどと思って伺いして、資料を見せていただきましたけれども、例えばこの福祉避難所なんですけど、学校、一応今のところ学校に在籍している児童生徒の福祉避難所として指定されているかと思うんですけども、学校がお休みの日とか、あと夜間帯などの開設システムとか、管理者の方々の動きだとかっていうところを、分かる範囲で教えていただけたらなと思います。

新谷委員：市の動きは別にして、学校の対応としては、事前に今みたいなお話があった時

に来ることが出来る人はいますかっていうような調査があります。その人に、そういう場合には連絡をしなくても来てくださいますと思うんですけど。鍵の管理でもそうですね。管理職が来るようになるし、鍵は管理職じゃなくても開けられるので、そういう確認ができる人も含めて、学校の職員が行き、指示を待つ。私が水戸に勤務していた時もそうなんですけども、福祉避難所なんですけども、もうどんどん人が来ちゃう。つくばの場合は大きな通り沿いではないので、通りかかってちょっと寄るといえることはないと思うんですけども、水戸の時なんかは、国道6号線の目の前に学校があったので、例えば妊婦さんが来て「病院どこありませんか」と聞かれるようなこともありました。皆で電話帳で調べて、近くに住んでいる先生に聞いて、情報を集めて、そちら行ってみたらどうでしょうみたいなのがすごく現実的な話だと思いますので、そういう対応に、市民の方、私たち県民の方のそういう困り感がないような形での取り組みは学校としているかなと思います。

根本委員：ありがとうございます。もう1点すみません。よろしいですか。特別支援学校の特性だと思うんですけども、やっぱり通学範囲が広くて、多分つくばでも、10市町村とか、近隣の市町村から子供たち通ってきたり、保護者の方が送迎されていたりすると思うんですけども、そういったお子さんで、特に医療的ケアが必要なお子さんの場合、やっぱりお迎えにかなりの時間がかかるのかなって思います。また学校までの道中も、災害によっては水害だとか、地震で、塀が倒れているとかってということが想定される中で、水害を想定すると、なかなかお迎えに来づらい、時間がかかる方もいらっしゃるのかなという中で、学校の看護師さん達は、どれぐらいまで居ていただけるのかとか、どういった契約になっているとか、あとその学校で何かこう災害が起きた、被災したっていう時だけじゃなくて、例えば水害、学校自身が水没するっていう可能性は少ないのかなと思うんですけども、あそこに来るまでのところで、水害が発生しそうだとしたとって言った時の学校の対応とかっていうのもどうなんですか。保護者あと子供たちがまだ学校にいて、近隣の水辺があやしいことになりそうだとしたい時の対応として、例えば、大きな地震があったってことだと学校から返そうっていうことになると思うんですけども学校は被

災しなさそうだけれども、子供たちがおうちに帰れなさそうだとみたいな水害の場合だと起こり得るかなというような、そういった想定はされて何か考えられていらっしゃるか、わかる範囲でお願いいたします。

新谷委員：まず今の水害が起こって帰れなくなった時というのは、今のところ、さっきお見せしたような資料としてまとめては無いです。ただ、基本的に子供たちが困らないようにするのが私たちの一番の仕事なので、当然先生たちは、安全が確認できなかつたら、通学もやっぱり学校の役割なので、自宅まで安全に帰れない場合には、じゃあ帰りましょうとは私たちは絶対言わないので、多分あのつくば特別支援学校の施設は、地震で倒壊することは無いんですよ。水害、火災は別ですけども、安全の確保、安全が確認できてから、自宅に帰っていただくっていうようなことになると思います。あと、保護者が学校に来ることができない。でも看護職員は教員ではないので、基本的には帰っていただくことになると思います。看護職員が残っていただくことになるのは、自主的にということになると、それぞれ家庭もあると思うので、強制はできないんですが。そこも学校としては、手は入れられていないです。現状としてはそういう形です。ただちょっと医療関係者がいる中でこういうことを言うとちょっと語弊があるかもしれないんですけども、私たちは医療行為はできないんですけども、学校長が人道的な措置として、例えば痰の吸引をできる教員がいたら、やってください、できる先生いませんかって言われた時には、私たちはやる覚悟ではあります。なんで、本当はいけない事ですけども、子供の命には変えられないので、意気込みとしてはそんな感じでございます。

新井委員：先ほどの災害時に、誰か学校を開ける人がいるのかという質問に関してですけども、まず、管理者、主に教頭が一番最初に行くことになってはいますが、一応学校の方にしては3名ぐらい、市の方に緊急連絡先として、報告しています。教頭、教務主任、また、あと校長も名前が入っていたり、あとは学校から一番近い職員、実際何かあった時に一番最初に駆けつけられるのは誰だろうかということで、その辺りから3名程度、名前

を入れて、実際、夜間に防犯ブザーが鳴ってしまっていて呼び出されるということがあります。その時には、夜中でも教頭のところに電話がかかって来て、すぐに行くということはありません。あと、実際災害があったときに、私、校長ですので、全員、保護者に引き渡すというのが大前提です。何があっても、まず保護者にきちんと引き渡す。これが何時になろうが、これはもう絶対です。ですから、安全が確保されているところ、先ほど東日本大震災の時ということの話があったんですけども、あのとき私はつくば市の荃崎中学校というところに勤務していたんですけども、あの時は体育館の内側のパネルというのか屋根というのか、それが落ちたんですね。それで、体育館は1年間使用禁止になった。そうすると避難所としては体育館は使えなかったんじゃないかなと思います。そのときに校長として何を考えるかという、耐震工事やっていますから、各教室は何ら問題ないわけです。そこにスペースを作って、そこで待機できるようにして、全員保護者に引き渡すまでは、職員は待機させるという判断をする。あと、せっかくですから、一般的な学校がどんな避難訓練をやっているかというのを、ここで説明させていただいてよろしいでしょうか。一般的な小中学校で、まず、これは何かあったら、避難する、要するに一時避難ということで前提で考えています。年間、先ほどつくば特別支援学校も言っていましたが、年3回、年度初めと、中間と終わり。年度初めには、大体地震がありましたということで、先ほど特別支援学校と違ったところは、避難ルートは決まっています。子供たちが何があっても迷わずに、すぐ動けるように、先生がいないときでもそのルートで絶対逃げられるように、ルートは決めていきます。決まった動きで、しかも、小学生は、椅子の後ろにうちの学校の場合ですけども、防災頭巾が、座布団みたいな形で、背もたれに使えるようなものがその防災頭巾になって、それで決まった動きできちんと並んで、移動します。1回目の地震の時には、保護者の引き渡し訓練というのにも兼ねています。

つくば市の場合、学園ということもやっていますので、学園単位で引き渡す。つまり、中学校と小学校が同時に同じタイミングで、引き渡し訓練を行いますので、原則車は使わないでください。交通渋滞になりますし、実際にただ使っちゃう保護者もいるのも事実なんですけども、そうすると決まった時間に来られません。ずれが生じます。その時は原則と

して上の学年から迎えに来るということになります。なぜならば、何かあったときに移動するとき、リスクが高いですよね。瓦れきがあったりなんかという時に低学年の子供を連れて中学校まで迎えに行くというより、中学生を連れて小学校に来る方が、リスクは低いですよね。場合によっては、親の承認でお兄ちゃんが迎えに来るという時には、うちの学校の場合、こういうこともあるだろうということで中学生の兄ちゃんが迎えるということでも、引き渡すということも行っています。2回目は、夏頃9月に火災という想定でやります、火災の避難訓練です。その時はグラウンドに同じように避難するんですけどもそのときは、煙体験とか消防署との連携で、時には、消火器の使い方、そういったのも勉強します。3回目は冬なんですけど、これは不審者に会った時にどうするかということ。この場合、大きく違うのは体育館に避難します。全員が体育館の中で安全な場所の中でということで、そして避難した後に不審者に会ったときにはどういう対応したらいいのか、声を出すのか。民家にすぐ逃げるとかいろいろ警察と連携して、そういった訓練を行います。あと、共通した約束としては、「お・か・し・も」という言葉。「押さない」「駆けない」「喋らない」「戻らない」。これは医療的ケアの子供たちにとっても、大切なことではないでしょうか。あと、臨時的に行うものとしましては、シェイクアウト訓練、市でやっていますけども、これは学校の方も一緒にやらせていただいております。これはもう一時、一瞬いつ来るかわからない。すぐ机の下に避難するよという訓練は行っています。あと先ほど、何かあったときに、安全確認ということで話題になりましたが、安全確認として使っていませんが、今学校では体温とか、欠席する、欠席しますという、「リーバー」というようなソフトを使っているんですけども、今学校ではプールに入っているんですけども、プールに入ります、入りませんというようなことは保護者の方からスマホから入れられるということですから、もしも何か、災害があつて連絡手段がなくなったという時には、そのリーバーを使って、私だったら安否確認を行うというふうに指示をしたいと考えます。課題としましては、医療的ケアの児童がもしも本校にいた場合、これあくまで、うちの学校の場合ですけども、校舎が増改築を繰り返していますので、段差が多いです。階段が多いです。エレベーターは非常災害のとき使わないかもしれませんが、もともとそん

なエレベーターは在りません。階段も狭いです。昔の作りの学校なので。そういった段差がある。あと、避難訓練の場合で言いますと、天候に左右される。雨降った時にはもちろんグラウンドじゃなくて、体育館に避難することがあるんですけども、本当に災害が起こった時は、雨が降っていても外に逃げるしかないんですよ。医療的ケアの子にとって寒い、濡れてしまう、非常に問題なのかなというふうに考えます。電源がもちろん外ですからありません。あと、先ほども言いましたが、車の送迎というのは基本、想定していません。ですから、迎えに来て親は歩いて来るということになっていますので、アプローチもそんなにありませんので、そういったところは問題なのかなというふうに考えています。以上です。

齊藤会長：はい、ありがとうございました。何かございますか。

新谷委員：すみません、皆さんにお見せする写真を見せてなかったのでもちょっと駆け足でよろしいでしょうか。これ本校のケアルームになりまして、左側の棚が先ほどお話した保護者の方が管理をしている物品の棚になります。これは医療的ケア児じゃなくて保健室のものになります。これが避難訓練の様子なんですけれども、このボードには医療的ケアの子供の名前が全員あります。一人一人確認をします。移動中に痰の吸引が必要になる場合もあるので、必要かと思われる子供には、近くに看護職員が付き添いながら避難をし、このピンクのファイルも医療的ケアのマニュアルになります。そしてヘルメットなんですけれども、看護職員からの提案で、看護職員は黄色にしたらどうでしょうということで、目立つように、他の職員とは色を変えて、ヘルメットを着用することになりました。これが医療的ケアの物品です。ガサッと入っているように、医療関係者や保護者の方もよくわかると思います。結構盛りだくさんのものが、入っていると思います。ケアに必要なものを全部持ち出して、子供たちの安全を確保しながら、避難をするという。これは酸素ボンベ。酸素ボンベも持って、避難をします。以上でございます。

斉藤会長：ありがとうございました。よろしいですか。ちなみに学校に衛星電話はありますか。

新谷委員：無いです。

斉藤委員：わかりました。ありがとうございます。じゃ終わりますでしょうか。ありがとうございました。議事3の意見交換になりまして、アの1・2についてはもし言い忘れた方がいましたら、後ほどまた時間あればお伺いします。イの「今後の本協議会での検討したいこと」ということで、これ議論じゃなくて、まずもう御意見しかないと思うので、せっかくなので、まだ御発言ない方からお願いします。

藤井委員：藤井でございます。医療系っていうかそういうお子さんたちの、今回私相談を受けたのが、美容室はどうしているのかなっていうところで、お母さんたち、すごく大変なんですっていうことなんですね。学校でも支援学校さんでは時々そういったこともやってくださっていると思うんですね。来月も予定されているというふうには、聞いています。で、そこもあるのだけれども普通どこに行ったらいいかなというのがあって。ちょっと私もいろいろ知っている方に聞いて、学校に来ている美容師さんたちだったらどこでもやってくれると思うみたいな話をちょっと聞いたので、その辺はお知らせしたんですけど、その辺でとっても困っている。訪問の美容師さんお願いすると、費用が高い。移動と時間を制限されるので、すごく高いんですという話があったりして、お家で切ると動いてしまったりして車椅子のお子さんたちは大変だっていう、発達障害のお子さんでも大変ですけど、そういう話を聞いたので、その辺がどこでどんなふうに登録されているとか何かあるのかなっていう話をちょっと相談があったので、はい。教えていただくと良いのかなと思います。

篠崎委員：私の方では医療的ケアというところで、今回サポートプラザというところで相

談員という立場で来ているのですが、実際つくば総合福祉センターという障害者施設の運営にも携わっているものでちょっと気になる場所としては、やはり医療的ケアの方の受け入れ先というか、レスパイト的なところで、例えばそういう今の状況だとかどういふような形でレスパイトで、いわゆる短期入所とか、そういうところで受けられているのかなとか、その辺はちょっと気になっていたもので、今の状況とか実態っていうところが、ちょっと、今後の受け入れの参考として聞ければなというところがありました。以上です。

齊藤会長：ありがとうございます。吉田委員お願いします。

吉田委員：以前ですけれども、医療的ケアに対応可能な保育所ということで、筑波と荖崎の方で対応可能ということだったと思うんですけども、利用されている方の経過ですとかそういったものが何かわかるものがあれば、いいのかなというふうに考えました。

齊藤会長：ありがとうございます。飯島委員お願いします。

飯島委員：飯島です。医療的ケアのお子さんは医療機関以外にも学校、教育、また障害福祉サービス等々、複数に渡って関係機関があります。退院時に限らず日頃の地域生活において医療のリハへの声掛けいただくことは少ないですし、医療のリハからも声掛けしていない現状があります。一遍通りの話しにはなりますが、多機関での連携を軸に好事例などを今後共有できるといいと思います。

松本委員：私は公立幼稚園の方なんですけど、基本的に公立幼稚園は、看護師が勤務しないということなので、医療的ケア児を受け入れるというふうになった場合、幼稚園だけではなく、市役所の特別支援教育推進室であったり、いろいろ話し合いをして、というような形での入園になるので、これから他の幼稚園にも、もしかしたら医療的ケア児の方が入ってくるのが予想はされるんですけども、そういった意味で、その看護師さんがどうい

った形態で、幼稚園の方に来られるかっていうのが、基本的に幼稚園の先生は全くわからない状況なので、今年度もここに出席しながら勉強させてもらえればありがたいなと思います。

斉藤会長：ありがとうございます。では、吉田委員をお願いします。

吉田委員：何かアメリカなんかの例だと普通のクラスの中に医療的かどうか分からないんですけれども、車椅子の人とか寝たきりの子が一緒に入って教室の奥の方にベッドがあって、時間になると、リハビリで体を動かしたり、マッサージしたりするという、そういう環境が整っているということを知ったことがあって、実際に今普通の学校でも過ごされている医療的ケア児の方たちが、どんな過ごし方されているのか誰もあまり知りえないのかなと思って。もう少しそういう、知る機会みたいな、そういうのをどうやって作っていくかみたいな話し合いがあったらいいかなと思いました。

成島委員：結局、一番大事な情報共有がどうできるかだと思うんですね。国は躍起になってマイナンバーカードを進めていますけど、それが本当に機能すれば、すごく良いかと思うんだけど。ちょっとどうなるかわからない。さっきも言いましたように、電子@連絡帳なんていうのは常総市はかなり機能しているみたいだけど、実は介護系では機能していても、医療機関の参加が少ないというのが問題。やはり医療と介護がどう連携するかが、なかなかやっぱりどの職種も忙しいんですけど。今回、診療報酬改定で、入所系の介護施設は、結局医療機関と連携で患者情報の共有というのが義務づけられたらしいんですね。それでコストは取れるらしいんですけど、まだ積極的に進んでいないと。国はやはりそういう意味でいろんな形で情報共有を、もう少しインセンティブつけて進めてはきているんです。まだ小児とか医療的ケア児まではそこまで手が届いてなくて、老人で話が進んでいるというのは、現状みたいです。とりあえず情報です。

斉藤会長：ありがとうございます。根本委員、何かございますか。

根本委員：ありがとうございます。相当の体制、続き防災に関してはもう少し具体的であったり、各役割の方々が、どういったことができるのかとか、あと、市内にも避難をした時に先ほど学校の方に発電設備がないのでというような御発言でありましたけれども、市の方で持っている公用車の水素だか電気自動車だとかそういったのが運ばれてきてそこで車からでみんな電源が取れるってそれでケアが対応できるとか。そういったことで、この学校には来れるから、ここでは避難対応できるねってというようなことになるのかとか、ちょっとそういった、今単体ではちょっと難しいことも地域がちょっと動くと、どうできるかというような、ちょっと具体的なところで、検討とか、先ほど成島先生もおっしゃった、個別ケースについて避難訓練という形で実際に動いてみるような訓練をしてみるかどうか、そういったこともちょっとここ各職種の方でやっぱいろんな役割の方が御一緒する協議会なのでみんなで考えられたらいいのかなとも思ったりします。

井坂委員：私も防災について、思い出したのですが、先ほど東日本大震災の時に、バスを1台だけ校長先生が残してくれて、そこで暖を取ったという話をしたんですけども、以前つくば特別支援学校で、水素バスを使った電気供給の災害訓練に参加したことがありました。

筑波大学で水素バス持っていますよね。コロナの時に移動用検査バスとして使った水素バスですが、医療機器をつなげて実験をやったことがあるんです。あれは、その後どうなっているかなと。途絶えてしまっているから。水素バスを利用した電源供給が計画として実現すればすごく強い対策になるのかなと思ってお伝えしました。

斉藤委員：他の委員の方はいかがでしょうか。

宮園委員：さっきの話の成島先生がおっしゃった避難訓練、私も参加してきました。すご

くたくさん人集まってくださったんですけど、やはり安否確認のルートとか、その情報がとても錯綜してしまったというのを、すごく実感して、その辺の課題をつくば市で避難訓練をやる際には検討したいな、ということと、私も大学からを予算もらったので、今年度ぜひ避難訓練をやりたいと思っております、ぜひここにいる方々にお声掛けをしたいので、事務局を介してでも御連絡させていただけることありがたいです。是非お願いいたします。まずは小ぢんまりとでいいかなと思っているんですけども、ちょっと避難先で協力してくれる病院を一つ、目星をつけたので、ぜひお願いいたします。

齊藤会長：はい。ありがとうございます。おそらく、広域のをやったほうがいいでしょうね。

テーマを絞ってシミュレーションして。あと、僕さっき災害救助法とか、医療的なあれで医療的ケアって含まれていましたっけ。「医療的ケア児の方への支援」等、明文化されていましたか。

宮園委員：医療的ケア児支援法の方には、災害について明記されていて、そういう意味では県としても取り組む必要があるというふうに言えるかなと思います。

齊藤会長：僕の経験からいくと、医療に入っても災害で動かない気がして。災害の計画の時に、例えば、ちょっとさっきの学校が孤立した時に自衛隊が動くかどうかで多分そっちの方に法律が無いと動かないと思うですよ。ちょっとわかんないですけど、ただ医師会とか役所がポンと言えればいいんでしょうけど、なんかそういう想定をしておかないと大変だろうなというきがします。さっきの公立の幼稚園、学校の医療的ケアの問題っていうのは大事なと思う。要はいろんな制度の壁がやはりあって、情報交換ってつけちゃうんですけど、何か一つ絞って一つ絞ると課題が出てくると思うので。訓練までしなくても、何かシミュレーションだけでも良いかもしれないですね。何かそんな検討できると良いかなと思ったのでお伺いしました。防災基本計画って毎年見直すらしいんですよ。なので、何

か言ってみれば、上がると思うんですけどね。今、医療的ケアを必要とされているとか学校が、さっきの僕、衛生電話の話ですけど。全部の学校にね、パソコン全部の子供さんに出すくらいなら衛星電話を買っても良い気がするんですけど、通信がこれだけ脆弱なので、なんかそんな気もしております、なんていうことなんかを検討しても良いんじゃないかと。今回の能登半島地震でも厚労省と内閣府がバチバチになっているという。実防災担当の省と厚労省の医療担当でま管轄が違うんで、指示出せる出せない問題があるんですよ。厚労省の中でも医療と高齢者のところで、親分が違うので。市役所もそうだと思いますけど。なので、やっぱり平時からできれば、さっき新谷先生が「そんなこと言ってもやりますよ」というそれはもう当たり前だと思うんですよ。そういうようなこと言っておかないと、だから混乱しているんだと思うんですね。そのあたりは、これ、災害っていう、事前とかやった人でないと、こうやって動かないんですよ。来たときみんな疲弊して見ると、という問題がありますので。災害バーンアウトみたいになってしまうので。何か早めにしておいた方が良かったです。なのでちょっと聞いたんですけど、色んな関わる法律がある。その辺も1回市として見といた方がいいんじゃないかなあ、私はしたんですけどね。さっきの糖尿の話なんかも一つ例で。そこが、国の方は駄目でも、市なら横串を刺しておきますよ、とか何かしとかないと。目の前に行って話になってしまうので。そこだけ。ちょっと変な意見かもしれませんが、以上でございます。

藤井委員：先ほど飯島さんの方から、連携の話がちょっと出たんですけども、医療ケアの必要な重度のお子さんって、大体大変ですよ。相談員の方の立場から言うと、どんなふうに計画を作ったらいいかなっていうのはすごく悩むところで、1回だけ私筑波大のコロナ禍だったので、Zoomだったんですけど、筑波大の先生にお願いして、退院時にカンファレンスして欲しいっていうことをお願いして、先生、お母さん、あと看護師さんとZoomで、退院時カンファレンスをやらしてもらったんですね病院の方で。そういうことがすごくもっと気軽にできるような関係づくりができれば。その結局そういうお子さんたちは学校に行って、そうすると今度、放課後等デイサービスも使えますよね。そうなった時にリ

ハビリとか医療の方とか、計画の中にはやっぱり何も入れないっていうわけじゃないんですね。なので、ちょっとその辺がもっと理解ができて、こんなふうにするといいとかっていうアドバイスとかもいただけると。

私たちが安心して計画づくりができるかなというふうに思いますので、連携というところでは、もう連携っていつの時代も言われていることだと思うんですけど、そういうところが進んでいったらいいかなっていうふうに思います。

齊藤委員：ありがとうございました。基幹となる施設と職能団これがうまくね、つながってね、そこに報酬が付けば良いんでしょうけど。

宮園委員：ソーシャルワーカーを介してぜひお声掛けいただければと思います。最終的には必ず医療的ケア児コーディネーターや相談支援さんに声かけをしていただいて、支援会議っていうのは今はさせていただいているんですけど、必要時には、お声かけいただけると良いと思います。

齊藤会長：多分ね、今回の報酬改定で、福祉とか介護事業者、医療機関と繋がると何か、とあったので。

成島委員：退院時カンファレンスは、インセンティブが今つくようになったんで、医師にも全員にほとんど参加者には。あとウェブで行われるようになってきていまして。メディカルセンターとか、大学は完全なウェブになってないか。メディカルは始まったんですね。一応だから、おそらく、必ず各病院に退院調整室がありますから、そこに申し入れすれば多分、お声掛けしていただけると思うんで。基本的な退院時カンファレンスはみんなやっているはずなんで、声かければ参加できると思います。

齊藤会長：契約医院とか病院みたいな形にもっと明確にきなさいとなっていたと思うんで

すよ。だから、市としたら、今みたいな窓口ちょっと1回整理して一覧にしておくの良いのかな。マルバツやってくれるかどうかとか、そういうことですかね。

根本委員：その話とちょっとずれてしまうんですけども、そもそも医療的ケア児さんってその実数把握というか、その存在が、なかなか知られないとか、手帳にのっとらないので、どこにどれだけの子が、どういう状況の方がいるのかが把握がわからないっていうようなところだったんですけどもつくば市は、いまだにやっぱりそうですか。

斉藤委員：それは検討しましょう。すいません、すいません要望にしといて。それこそ宮園先生とかって分かるんですかね。

宮園委員：大学はちょっと私がボランティア的にちまちまちょっと入力しているんですけどちょっとデータベースの入っていたハードディスクが壊れました、ごめんなさい。

根本委員：国としても、事実把握とかっていうところは課題だということにしていったと思うんですけども。やっぱりそこを何とかするような仕組みを考えていく必要があるのかなと思ったりして、ぜひ市役所も交えて、検討をしていただけたらなと思っています。

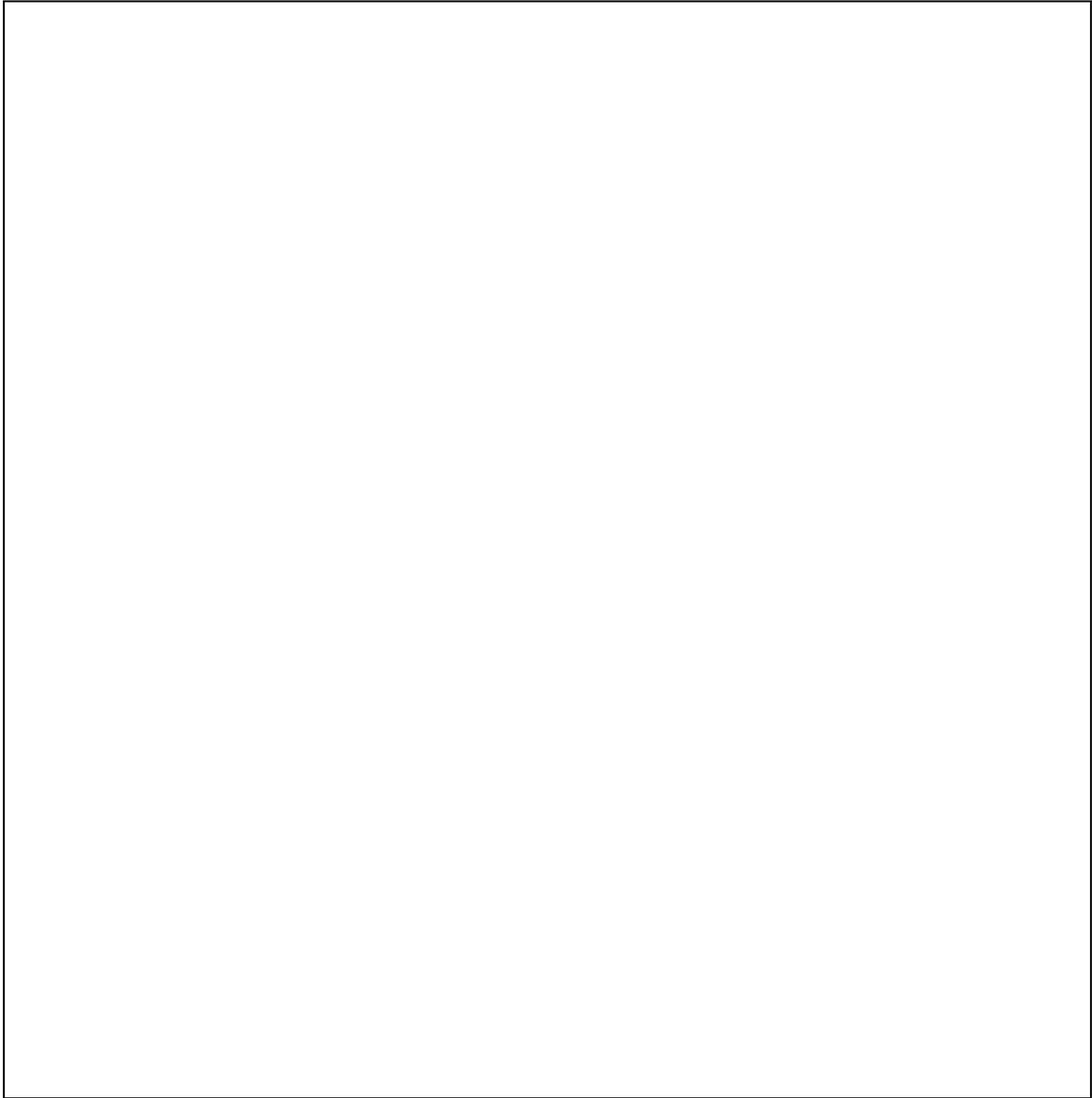
斉藤会長：よろしゅうございますか。活発に御活発に御意見いただいたように思います。御案内はいいですかね、根本委員。

根本委員：ありがとうございます。今日本当はお手紙を持ってこなくちゃいけなかったんですけどもすっかり忘れてしまいまして、7月の来週なのですが21日の日曜日に北条の方にある市民研修センターを借りしまして、とある御家族さんをモデルケースとしまして、この方、例えば午前中はどこにすることが多い、そして夜とかあと、土日ですね、おうちにいることがいいというところで、その時間帯だとかによって、どういった避難が考えら

れるのかなど。必ずしも居住していると言われる住所地にやっぱりその子がいる家族がみんなそろっているっていうことがなかなか無い、今現状なので、その時間帯とか曜日っていうことをちょっとグループワーク的に、みんなでこの子に対してどういった避難が考えられるのかっていうようなことを考える会を実施したいと思っております。お手紙の方を事務局から皆さんに御案内させていただくことと思いますので申し訳ありません、もう日にちが近くなっちゃって。来週の日曜日、21日の日曜日、10時から12時までつくば市北条の方にあります、市民研修センターの方で開催しますが、ぜひ御参加いただければと思います。

斉藤会長：以上でよろしゅうございますか。それではこれで閉会にしたいと思います。事務局何か最後ございますかお返しします。

事務局：斉藤会長、議事の進行どうもありがとうございました。今年度第2回目の開催については、以前メールにて御連絡させていただいた通り、令和6年12月26日木曜日、10時から12時に開催する運びとなっております。お日にちが近くなりましたら、改めて御連絡させていただきます。御多忙の中、恐縮ではありますが、今後とも御協力のほどお願い申し上げます。なお、本日駐車券の無料化処理がまだの委員の方がいらっしゃいましたら、お帰りの際、事務局の方までお声をかけてください。では以上をもちまして、令和6年度第1回つくば市医療的ケア児支援体制協議会を閉会いたします。ありがとうございました。



令和6年度 第1回 つくば市医療的ケア児支援体制協議会 次第

日 時 令和6年7月12日(金)

14時～16時

場 所 つくば市役所2階 防災会議室2・3

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 議事

・配布資料説明

【議題】

(1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画について(つくば市社会福祉課)

(2) 特別支援学校における災害対応・災害対策について(新谷委員より)

(3) 意見交換

ア 議事(1)(2)について

イ 今後の本協議会で検討したいこと

4 その他

5 閉会

避難行動要支援者制度の概要

【避難行動要支援者名簿とは】

東日本大震災などの過去の大きな災害では、高齢者や障害者など自力で避難できなかった方たちが多数犠牲となりました。こうした教訓を踏まえ、災害対策基本法により、災害時に自力で避難することが困難な方々が「避難行動要支援者」として位置づけられ、その情報を集約した「避難行動要支援者名簿」の作成が、市区町村に義務付けられました。この名簿情報を地域支援者や各関係機関へ平常時から提供することで、避難行動要支援者を地域や関係機関で支える体制づくりに取り組んでいます。

なお、名簿情報を平常時から提供するためには、避難行動要支援者本人の同意が必要となります。

☆名簿の提供に同意すると、避難情報の発令時や災害発生時に、地域支援者等による避難支援(避難の声かけや安否確認など)を受けられる可能性が高まります。

1 避難行動要支援者として対象となる方（避難の支援を受ける方）

- ① 要介護認定 3～5 を受けている方
- ② 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の第 1 種を所持する身体障害者
(心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く)
- ③ 療育手帳(A)又は A を所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方でおかつ単身世帯の方
- ⑤ その他、自ら避難することが困難と市が判断する方

※いずれも、施設又は病院に長期入所・入院している方を除いた在宅の方に限ります

2 避難支援者（名簿の提供先）

- (1) 消防機関(消防団含む)
 - (2) 警察機関
 - (3) 民生委員・児童委員
 - (4) つくば市社会福祉協議会
 - (5) 自主防災組織(該当地区のみ)
- (1)～(5)全てに名簿を提供します

3 避難支援者に提供される情報

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) 避難支援を必要とする事由
- (7) 個別避難計画の記載内容

避難支援者には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられます。

また、名簿等を提供する際には情報漏えいを防止するため、情報の利用目的の制限についてや、管理体制についての説明を実施しています。(民生委員児童委員については担当地域の対象者のみを提供しています。)

(裏面に続く)

【個別避難計画書について】

地域支援者や関係機関による避難支援をより実効性のあるものとするために、避難行動要支援者の方々には、「個別避難計画」の作成と、情報提供への同意をお願いしています。（施設又は病院に長期入所・入院している方を除く）

情報提供に同意した方の個別避難計画については、避難行動要支援者名簿の情報と合わせて、地域支援者や関係機関へ情報提供を行っています。

○避難計画書作成までの流れ(R5 年度)

同意書を社会福祉課に提出→②社会福祉課職員(会計年度職員)が訪問し、個別避難計画を一緒に作成。→③民生委員・警察署・消防署等に避難行動要支援者名簿・避難計画書写しを配布
※R06 年度からは、名簿情報の同意書と個別避難計画書を1つにまとめた様式を対象者に送付し、作成をお願いする予定。

【名簿や計画の活用方法】

平常時⇒関係機関に名簿情報と個別避難計画書を提供し、日頃からの関係づくりを強化することにより、災害時に備え、円滑な避難支援の実施へと繋がります。

災害時⇒関係機関を中心に、地域の方と一緒に名簿に登録された方々の安否確認や避難支援に活用します。

【注意事項】

- ①避難支援関係者自身や家族等の安全が前提となるため、この同意によって災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。
- ②災害発生時には同意を得ずに外部に名簿を提供できるとされているため、緊急性の高い場合には同意をしていない対象者についても、市から別途名簿の提供を行う可能性があります。

個別避難計画書

フリガナ		記入日	令和	年	月	日
氏名		生年月日	西暦・大正・昭和・平成・令和	年	月	日
住所	つくば市	自治会 ※未加入の場合は空欄				
電話番号	(自宅)	(携帯電話)				

当てはまる項目に☑をつけ、空欄に必要事項を記入してください

1. 現在、長期入院・施設入所をしていますか

<input type="checkbox"/> している	⇒	これで記載は終了です。本用紙を返送してください (関係機関に個人情報は提供しません。退所・退院した際には御連絡ください)
<input type="checkbox"/> していない	⇒	引き続き、2番目以降の内容も御記載の上、本用紙を返送してください

2. 世帯の状況はいかがですか

<input type="checkbox"/> 1人暮らしである	⇒	<input type="checkbox"/> 御自身を含め、世帯員全員が70歳以上である
<input type="checkbox"/> 同居人がいる	⇒	<input type="checkbox"/> 御自身を含め、70歳未満の世帯員がいる

3. 緊急連絡先はどちらですか(※相手の方に了承いただいたうえで記入)

順位	氏名(フリガナ)	関係性	住所(同居の場合記載不要)	電話番号・メールアドレス
1	()			
	☐同居している ☐避難時に支援が可能である(備考:)			
2	()			
	☐同居している ☐避難時に支援が可能である(備考:)			

4. 上記以外で避難の支援をしてくれる人はいますか (※相手の方に了承いただいたうえで記入)

順位	氏名(フリガナ)	関係性	住所(同居の場合記載不要)	電話番号・メールアドレス
1	()			
	(備考:)			
2	()			
	(備考:)			

5. 災害発生時にはどこに、どのように避難しますか

(指定避難所は通常は開設していません。災害が予想される場合に事前に開設する指定避難所を決定し、市のホームページや緊急速報メール等でお知らせします。)

	避難先	避難方法
洪水・土砂災害	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 避難所(名称:) <input type="checkbox"/> 親戚宅など(具体的に:) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 自力で移動する <input type="checkbox"/> 家族の協力で移動する <input type="checkbox"/> 支援者の協力で移動する <input type="checkbox"/> その他()
地震	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 避難所(名称:) <input type="checkbox"/> 親戚宅など(具体的に:) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 自力で移動する <input type="checkbox"/> 家族の協力で移動する <input type="checkbox"/> 支援者の協力で移動する <input type="checkbox"/> その他()

6. 御自身の状況はいかがですか

避難時に支援を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 要介護3~5の認定を受けている(<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5)
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳を所持している(<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級)
	<input type="checkbox"/> 療育手帳を所持している(<input type="checkbox"/> ㊤ <input type="checkbox"/> A)
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、単身世帯である
	<input type="checkbox"/> その他()
避難時に配慮すべき事項	<input type="checkbox"/> 物が見えない・見えにくい <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことが判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族と分からない <input type="checkbox"/> 常備薬・医療機器の携行が必要 <input type="checkbox"/> 車いすの介助が必要 <input type="checkbox"/> 医療機器の電源・バッテリーが必要(チェックした方には、後日別途調査票をお送りします。) <input type="checkbox"/> その他()
	利用している介護・福祉サービス等 <input type="checkbox"/> 訪問系 <input type="checkbox"/> 通所系 (週 回 利用 ⇒ <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日) → 事業所名: 事業所連絡先:
	健康状況 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 持病がある(病名:)
	かかりつけ医 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()
	避難時に必要な薬 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()

裏面に続きます



7. 最近1年間の交流状況はどうか

近所の人	<input type="checkbox"/> よく会う	<input type="checkbox"/> たまに会う	<input type="checkbox"/> ほとんど会わない
友人	<input type="checkbox"/> よく会う	<input type="checkbox"/> たまに会う	<input type="checkbox"/> ほとんど会わない
別居親族	<input type="checkbox"/> よく会う	<input type="checkbox"/> たまに会う	<input type="checkbox"/> ほとんど会わない

特記事項(健康上で気になることや、書ききれなかったことを記載)

関係機関への個人情報・個別避難計画の提供に係る同意書

個人情報(氏名・生年月日・性別・住所・連絡先・支援を必要とする理由・緊急時の連絡先等)や、個別避難計画書に記載した情報を、関係機関(※)に提供することにより、あなたは災害が発生した時に、関係機関による避難支援を受けられる可能性が高まります。

しかしながら、同意にしたことにより、災害時における関係機関による避難支援が行われることを保証するものではありません。また、情報提供を受けた関係機関は、避難支援者の立場として、法的な責任や義務を負うものではありません。

※関係機関とは...消防機関(消防団含む)、警察機関、民生委員・児童委員、つくば市社会福祉協議会、自主防災組織(該当地区のみ)、つくば市関係課室

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他生命又は身体の保護を受けるために、

(1) 個人情報を平常時から関係機関に提供することに

- 同意します【関係機関に個人情報が提供されます】
- 趣旨を十分に理解した上で、同意しません【関係機関に個人情報が提供されません】

(2) 個別避難計画の情報を平常時から関係機関に提供することに

- 同意します【関係機関に個別避難計画の情報が提供されます】
- 趣旨を十分に理解した上で、同意しません
【関係機関に個別避難計画の情報が提供されず、つくば市社会福祉課のみで情報を保有します】

令和 年(年) 月 日

署名 (代筆: 続柄:)

記入はここまでです。

<郵便番号>

<住所>

<氏名>

この用紙の両面を記入した上で、
返信用封筒に封入し、
令和*年(****年)*月*日(*)までに
返送してください。

★ご自身での作成が難しい場合には、訪問による作成支援も行っています。
つくば市社会福祉課(029-883-1111 内線2114)までお問合せください!

※この面は裏面です。表面から記入してください。

最後に同意書の
記入もお願いいたします

署名もお忘れなく!

災害時の対策と対応 (つくば特別支援学校の実践)

茨城県立つくば特別支援学校
地域支援センター
新谷幹英

1 避難訓練

※災害を想定した訓練の実施

- (1)簡易避難訓練
 - ・毎月1回、未周知で突発的に実施
- (2)避難訓練
 - ・年間3回実施(第2回は引き渡し訓練)
 - ・避難訓練の流れ ※資料あり
 - ・避難経路の判断(各教員で判断)
- (3)引き渡し訓練 ※動画あり
- (4)非常食体験

2 災害時の対応

- (1)引き渡しカード ※資料あり
 - ・年度初めに保護者が記載して学校に提出
- (2)大規模災害に備えた災害時用品等の準備
 - ・災害バッグ(準備物の資料と画像)
- (3)通学時の対応
 - ・SB、自主通学、自力通学(バス、自転車等)
- (4)災害時安否確認システム
 - ・民間webサービスの活用

3 医療的ケア児の対応

- (1)看護職員の自主的な避難訓練
- (2)避難訓練の様子 ※画像あり
- (3)医療的ケアに必要な物品の保管 ※画像あり
 - ・ケアルームにある予備物品(保護者管理)
 - ・災害バッグ(学校保管)

4 その他の対応

(1) 福祉避難所

- ・ 物品保管倉庫(つくば市で準備管理)
- ・ 物品の確認(本校職員)
- ・ 開設のための訓練

おわり

(2) 東日本大震災の時の様子

会 議 録

会議の名称		令和6年度第2回つくば市医療的ケア児支援体制協議会		
開催日時		2024年12月26日 開会10時 閉会12時		
開催場所		つくば市役所2階 201会議室		
事務局（担当課）		福祉部障害福祉課		
出席者	委員	根本希美子、藤井ひとみ、井坂美津子、篠崎純一、吉田真一、 齊藤秀之、飯島弥生、岩田直子、新井清司、宮園弥生、成島 淨、飯島久美子		
	その他			
	事務局	福祉部障害福祉課：岡田障害福祉課長、吉村統括医療技士、 倉持医療係長、新國 福祉部社会福祉課：武笠補佐 教育局：中島特別支援教育推進室長 こども部：岩田幼児保育課長		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		協議事項 ・医療的ケア児をとりまく関係機関の連携について（災害時シミュレーションを軸に） 災害時連携シート（案）について		
会議録署名人		確定年月日	年	月 日

会 議 次 第	1 開会
	2 議事
	①報告事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園、小学校それぞれの医療的ケア児の受け入れ状況（幼児保育課、特別支援教育推進室） ・ 医療的ケア児把握の現状（障害福祉課）
	②協議事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児をとりまく関係機関の連携について（災害時シミュレーションを軸に） ・ 災害時連携シート（案）について
	3 その他
	4 閉会

<審議内容>

事務局：本日は公私ともにお忙しい中、協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入ります前に、会議の公開に関する連絡事項がございます。つくば市医療的ケア児支援体制協議会については、「市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市附属機関の会議及び懇談会の公開に関する条例」により、この協議会を公開とすることとしておりますので、よろしく願いいたします。また、委員の任期中の会議に関する事務局に寄せられた御意見、メール等による問い合わせにつきましては、原則として委員全員で情報共有させていただきますので、あわせてお願いいたします。また、前回同様、本日の会議は議事録の作成のため、お手元にあるマイクを使って御発言いただけますようお願いいたします。発言の際には、初めにお名前を言っていただいてからお話を始めてください。また、マイクの御用意が少なく、お隣の

方とお2人で使用していただくこととなります。申し訳ありませんが、御協力いただけますようお願いいたします。続きまして、本日の資料について御確認をお願いいたします。「令和6年度第2回つくば市医療的ケア児支援体制協議会次第」次に「医療的ケア児等実数把握」次に「シミュレーション事例」、続きまして「個別避難計画書」、もう1枚、「電源が必要な医療機器を使用している方用」というもので、「別紙」という右角に印字があるものです。最後に「災害時連携シート（案）」、以上を御用意させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。それでは、これからの議事進行につきまして、斉藤会長にお願いしたいと思います。斉藤会長、よろしくをお願いいたします。

斉藤会長：おはようございます。斉藤でございます。お忙しい中本当にありがとうございます。

定刻通り進めばと思っておりますので、何卒、御協力をよろしくをお願いいたします。それでは議事に移りたいと思います。本日は前回に引き続き医療的ケア児の災害に関することがテーマとなっております。前回は、避難行動要支援者名簿について、市担当部署からの説明を行っていただき、さらに医療的ケア児の多くが通う特別支援学校における災害担当及びに災害対策について御教授いただき、意見交換を行いました。今回は、まず報告事項として、前回の意見交換で、御質問のあった項目について、事務局から回答させていただきます。その後、前回の意見交換の中で「災害についてはシミュレーションを行えると良い」「関係機関の連携の課題」という御意見が複数出ましたので、本日は、災害シミュレーションを行い、関係機関の連携のとり方について協議できればと思っております。また事務局から「災害時連携シート（案）」の提案がありますので、その内容について、御意見を賜ればと思います。以上で御理解賜りましたでしょうか。それでは、議事1の報告事項について、事務局の各担当課から御説明をよろしくお願いいたします。

事務局（幼児保育課）：こども部幼児保育課岩田と申します、よろしくお願ひ
します。保育施設における医療的ケア児の受け入れ状況についてです。つくば
市内の保育園では、令和6年12月現在、公立保育所で1名、民間保育園4名の
計5名の医療的ケア児を受け入れております。医療的ケアの内容につきましては
は、導尿、酸素吸入、I型糖尿病となっております。保育所については以上に
なります。

斉藤会長：ありがとうございます。次は特別支援教育推進室、よろしくお願ひ
します。

事務局（特別支援教育推進室）：特別支援教育推進室の中島です。令和6年12
月現在、公立幼稚園の医療的ケア児の受け入れ人数は2名です。お1人がイン
スリン注射、お1人が導尿が必要ですが、このお子さんは在園時間が短いため
に、園の中での導尿のケアは行っておらず、登園前と降園後に保護者が実施し
ている状況です。小学校での医療的ケア児の受け入れ人数は2名で、どちらも
酸素吸入の必要なお子さんです。また、今幼稚園におられる2名の方が来春に
は小学校に入学予定となっております、令和7年度は小学校に4名の医療的ケア児
が在籍することになります。以上です。

斉藤会長：ありがとうございました。引き続き障害福祉課お願ひします。

事務局（障害福祉課）：障害福祉課からは医療的ケア児の把握について御報告
させていただきます。お手元にあります資料の「医療的ケア児等実数把握」の、
1枚目のスライドを御覧いただければと思います。令和6年12月現在で、市の
医療的ケア児相談窓口で把握している医療的ケア児の人数は48名です。大人の
方は47名です。そのうち個別避難計画を作成し、障害福祉課へ別紙の返送があ

った方は、お子様が 17 名、大人の方が 29 名の計 45 名となっております。次に把握方法についてお伝えさせていただきます。つくば市で医療的ケア児の把握を開始したのは、令和 2 年度の 4 月です。新型コロナウイルスの蔓延により衛生用消耗品が入手困難になったため、市独自の取り組みとして、医療的ケアが必要な方の御家庭へ手指消毒液を配布することにしました。その際に医療的ケアが必要な方の家庭を把握するために、対象者へ一斉通知を送付し、医療的ケアが必要な方が在宅されているか否かの返答をいただきました。対象者は資料の通りで、呼吸機能一級の身体障害者手帳をお持ちの方、難病で障害者日常生活用具の給付歴がある方。障害児通所支援事業所の利用者のうち、医療的ケア児受け入れ可の事業所を利用している方、保健センターから医療的ケアを必要としていると情報があつた方です。この通知の返信を以って把握した方々の名簿を作成しました。令和 2 年度からその名簿をもとに活動を行っています。医療的ケア児相談窓口で先ほど御説明した対象の方へ国からの通知や市からの連絡を行っております。令和 2 年度以降は随時医療的ケア児者の把握に努めております。把握をするタイミングは、身体障害者手帳交付時、病院からの退院時、転入時、保健センターからの情報、保育園の入手、入所相談時、就学相談時、災害時ガイドブック、対応ノートの配布時、避難行動用支援者名簿の登録時、つくば特別支援学校からの情報提供があつた際などになります。このそれぞれの機会に保護者へ「つくば市医療的ケア児等名簿」に登録するかどうかの確認を行い、登録を行っております。これらに加え、今年度はつくば特別支援学校の PTA の方からお声掛けをいただいて、災害について情報交換を行う機会がありました。その際につくば特別支援学校さんから、保護者の了承を得た生徒さんの名簿（医療的ケアの有無の記載在り）の提供いただきました。医療的ケア児が「有り」だが、市の医療的ケア児窓口で未把握の生徒さんが数名いらっしゃいましたので、この生徒さんの保護者宛に、相談窓口の活動の御案内と、つくば市医療的ケア児者名簿への登録希望聴取のための通知を送付させていただ

きました。数名の方から返送をいただいております、新たに医療的ケア児の把握をする機会となりました。今後もこのような方法で、医療的ケア児相談窓口の活動の中で、医療的ケア児の把握に努めていく予定であります。障害福祉課からは以上になります。

齊藤会長：ありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明について、御質問はございませんでしょうか。根本委員、お願いします。

根本委員：かけはしねっと根本です。日頃からこうして登録に尽力され、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。質問なのですが、名簿への登録に対してお断りをされる方は、いらっしゃいますか。また、インシュリン注射や導尿が不要になり、ケアがなくなったというような把握というのはどのようにされているのか、またされていないのか、確認させていただきたいと思いました。

事務局（障害福祉課）：御質問ありがとうございます。まず1点目の登録を希望されない方は実際にいらっしゃいます。「導尿さえすれば、普段の生活が送れる」というような状況で、年齢が大きめのお子さんの保護者様は「登録はしなくて大丈夫です」ということもございます。また、2点目のケアを卒業される方も実際にいらっしゃいます。0歳の頃、退院時は酸素が必要だったけれども、不要になったという御連絡をいただくこともあります。その状況を知る機会としては相談窓口の中で「その後どうですか」と状況確認の御連絡をした際に伺うことが多いかなと思います。

齊藤会長：はい、ありがとうございます。他いかがですか。

宮園委員：筑波大の宮園です。非常に細かく把握していただいております。その48名の中で、例えば人工呼吸器等、重症のお子さんがどれくらいいるのかなというのが気になるのですが、そういう情報をもしよければ教えていただければと思います。

事務局（障害福祉課）：御質問ありがとうございます。何の医療的ケアが必要かということは、登録時に確認させていただいています。重症度別の人数はまだちょっと出せていないので、今後そのような視点も取り入れていく必要があると感じました。

斉藤会長：ちなみに人工呼吸器の方で何名ぐらいの方か、というのはわかるんですか。

事務局（障害福祉課）：ケアの種類ごとの人数を出すことは、すぐに可能ですが、今日、手元には無いです。

斉藤会長：わかりました。皆さんよろしいですか。

岩田委員：筑波大学付属病院、ソーシャルワーカー岩田です。保育園、幼稚園、小学校のそれぞれの人数、受け入れ状況を確認できたんですけども、実際希望があってもかなわなかった人数というのは確認ができますか。

事務局（幼児保育課）：公立保育所の受け入れに関しましては、ガイドラインを一昨年前に策定させていただいた中で、受け入れのための会議をかけております。そこにおいて、お1人の方が、受け入れが難しいという判断をさせていただいております。また、民間保育園、他の公立保育所も含めてなんですが、

入所するには入所のための利用調整がございます。もしかしたら、そこで入れなかった方がいらっしゃるかもしれないんですけども、医療的ケア児の方かどうかというところまでは、我々の方では全体把握というのができてない状況です。保育所については以上になります。

事務局（特別支援教育推進室）：特別支援教育推進室、中島です。幼稚園、小学校に関しましては、教育支援委員会で審議をしていただいて、受け入れをしていますが、希望した方でその審議が通らなかったというケースは無かったです。

斉藤会長：ありがとうございます。他いかがですか。宮園先生、教えていただきたいのですが、在宅透析の方はいらっしゃいますか。

宮園委員：在宅透析の方は現時点ではいらっしゃらないです。

斉藤会長：よろしいでしょうか。ありがとうございました。では次の議事に移りたいと思います。議事の2でございます。医療的ケア児を取り巻く関係機関の連携について災害時のシミュレーションを軸に、今日に行いたいということで考えております。シミュレーションの進行については大変恐縮ですが宮園委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

宮園委員：斉藤会長ありがとうございます。本日、御依頼いただきまして災害シミュレーションの司会を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。事務局が作成していただきました災害シミュレーション事例をもとに、本日お集まりの皆様それぞれのお立場で、災害の場面に直面した際に、事例対象者を中心として、それぞれの関係機関で出来ることは何かを共有して、

関係機関としてどう連携するかということ、ここで御意見をいただきながら確認していければと思います。今回は自助・共助の部分までということになる、というふうに伺っております。よろしくお願ひいたします。皆さん事前に事務局から災害シミュレーション事例をお送りいただいていると思うんですけども、こちらの内容は御確認いただいておりますでしょうか。まずこの情報に対して、何か追加で必要な情報がありましたら挙手をお願いいたします。例えばなんですけれども、市内の断水や停電の状況だとか、自宅の状況がどうなのかなということ等です。まず私の方でケース概要というところを読み上げたいと思います。年齢は小学4年生、所属は県立つくば特別支援学校、必要な医療的ケアは夜間のみ人工呼吸をして昼間は酸素、それから痰吸引は随時必要がある、鼻から胃までのチューブから栄養を取っていらっしゃる。移動方法は車椅子。医療面では主治医は筑波大学附属病院のA医師、市内のB病院で通院リハビリを月1回、利用されています。通所事業所Cへ週3回通所しており、この事業所内に発動発電機があつて看護師さんが在中している。利用日は月水金曜日。相談支援事業所Bの相談員Eさんが担当。行政との繋がりとしては市医療的ケア児・者名簿に登録がある、個別避難計画を提出済。そちらの内容は本日の添付資料にあります通りです。個人情報と個別避難計画の関係機関への提供には同意するということになります。自助の備えとしては、市内住宅地の戸建持ち家に居住、発動発電機がありますが、実際に使用したことはありません。災害時対応ノートに使用している機材のバッテリー残量や業者の記載があるということです。いかがでしょうか。何か御意見や未設定の情報についての御質問等がありましたらお願いいたします。それでは災害状況について、読み上げたいと思います。災害状況としてはまず学校にて地震が発生した。1月10日金曜日、5時限開始前。震度が5強から6相当、かなり強いですね、震源地は近隣県、親御さんの職場から学校までの平時の所要時間は30分、学校から自宅までの平時の所要時間が25分で職場と学校近くまでの交通は遮断されていな

い。学校は幸い被害がなく、お子さんたちも全員、学校敷地内で避難をされ、現時点では普通電話、携帯電話ともに通じるようだということで、ここからです。追加情報として何か、さらに確認しておきたいことはございますか。

齊藤会長：5時限開始前というのは、何時くらいなのでしょう？

新井委員：5時限開始前は、13時半ですね。一つ確認ですけども、この子が、男の子なのか女の子なのかというのも、こういう場合は気にしないものですか。学校でケアをするときには、性別を意識しているのです。いかがですか。

宮園委員：事務局の方で何か設定はありますか。

事務局：性別について今回は未設定にさせていただいておりますが、性別に関して配慮することがあればこの場で共有できればと思います。

根本委員：根本です。この方は他に兄弟児さんがいらっしゃるのか教えていただけたらと思います。また、学校に登校している最中に発災しているという状況で、普段から御家族さんの送迎による登校なのかスクールバスなのか、あと発災した際の学校の決まり事がどのようなになっているのかということをお教えいただきたいなと思います。

事務局：兄弟構成は、今回未設定です。学校からの連絡体制につきまして事前につくば特別支援学校の新谷委員に確認が取れていることがございますので、お伝えさせていただきたいと思います。学校では災害が起きた際の保護者への連絡は一斉メールで行うとのこと。もし学校が停電をしてしまっても、インターネットが数時間稼働できる設定になっているので、メールやインター

ネットを利用した連絡が可能と聞いています。保護者へ連絡するタイミングは、まず避難完了後に、児童、生徒、建物等の安全が確認されると、学校の状況について保護者へ一報が入ります。その後、学校で引き渡しの有無を判断して、体制が整ったら引き渡しを行う内容の連絡が一斉メールで送られます。震度5弱以上が観測された場合には、学校からの連絡を待たずに自動的に引き渡しになることになっているようですが、その際でも一斉メールの連絡は行います。また、今回のケースはそうなのですが、発災当日に通所事業所を利用する予定があり、通所事業所のお迎えが来る予定だった場合、通所事業所への連絡を学校からするということはありません。保護者から事業所へ「今日は保護者迎えなので通所事業所からのお迎えは不要です」と連絡をしていただきます。保護者から学校への連絡手段は、電話、メール、災害伝言ダイヤルのいずれかの方法をとっており、保護者に連絡がつかない、お迎えがなかなか来ないという場合も、災害伝言ダイヤルを利用するか、ひたすら待つということになるというふうに伺っております。この事例がバスを通常利用しているかどうかは今回、未設定になります。加えて、市が発災直後にどう動くかということも、お伝えできる範囲でお伝えさせていただきます。発災直後は震度5強を目安に災害本部が立ち上がります。どこの避難所が開設されるかは、災害の規模や場所によりその都度判断されます。安否確認のための電話連絡の対象者や、お電話をするタイミングも、同じく、災害の規模や場所によりその都度判断されますので、今回のシミュレーションで、「今です」ということはこの検討の中では伝えにくいかなと思っております。御質問の回答は以上です。

宮園委員：ありがとうございました。それではですね、その次のところとして、それぞれの関係機関で、何ができるか、どのように安否確認を行うのか等、そういうことも含めてだと思えます。時系列を追って考えていければと思えます。まず発災直後というとその機関自体も被災している可能性もあるとは思うんで

すけれども、それぞれのお立場から、何が出来るかということをお自分のところに関わっているという前提のもとに、少し御意見をいただけるとありがたいなと思います。藤井さんからお願いしてもよろしいですか。

藤井委員：そうですね、「連携しやすくする工夫」なんですけど、やはり日頃から、例えばこのお子さんは通所事業所を利用していると書いてありますけれども、おそらくそれ以外に日中一時預りであったり、短期入所等も使っているかなと私の中では思ったんですね。そういった時に平時に支援会議等を開いて、連携を取りやすくしておくというのはすごく大事なことはないかなと思います。

宮園委員：ありがとうございます。平時において、そういう準備をしておくということですね。ありがとうございます。それでは篠崎さん、どうぞ。

篠崎委員：サポートプラザつくばの篠崎です。発災直後というところで、我々の方でBCPの作成をしているので、まずは利用者さんの安否確認として、発生直後に御家族の方に連絡をとっていくという形になるかと思います。

宮園委員：ありがとうございます。そういう場合、こういう時に連絡します、ということを御家族の方と取り決めとかされているんですか。

篠崎委員：そこまではまだ決まっていなくて、あくまで事業所側だけの判断にはなるんですが、大体災害の時には震度だとか、周りの状況を見て、連絡をしていくという形になると思います。例えば、震度で決まっているということではないのですが、状況を見て明らかに被災されているという段階で連絡をしていくというBCPを立てたという形になります。

宮園委員：ありがとうございました。吉田さんいかがでしょうか。

吉田委員：つくば市社会福祉協議会吉田と申しますよろしく申し上げます。気づきとしまして学校に通学している時間であれば、我々としては本人の安否確認ができるかどうか、学校に連絡する必要があると思います。その窓口を災害発生前に確認する必要があると考えました。あとは親御様と連絡をとりまして、時間帯によっては発災時にどこにいらっしゃるかというところは、基本情報として把握しておりますので、関係機関と連絡を取るというのが、相談支援事業所の災害時の動きというふうに考えております。

宮園委員：ありがとうございました。普段何かそういう取り組み、みたいなことがされていますか。

吉田委員：個別避難計画等の作成に関しましても、親御様と一緒に作成に関わるようにということを、初任者研修等で言われておりますので、対象になる方に関しましては、サポートしていくようになると思います。

宮園委員：個別の計画書の作成からも関わってくださっているということですね。ありがとうございます。

井坂委員：どんぐりの家の井坂です。これまでですと、夜間の台風時に家族の人に連絡するという事はしていたのですが、学校に行っている最中の発災について、あまり具体的に決めていなかった事を今実感しており、非常に勉強になっています。発災直後の動きは、どんぐりの家用のBCPをきちんと立てていますが、関係機関と連絡をするあり方について、どういうふうにしたら良いかというのが抜けているなということに気が付きました。例えば、発災時に預か

っている子に関しては、そのまま家族の連絡を待つというプランニングをしているんですけども、学校のお迎えに関してや、学校にお迎えに行けないお母さんがいた場合のこと、ここの連携が抜けていることに初めて気が付きました。どんぐりの家としては、預かっている子に関しては、そのまま家族の連絡を待つということになると思います。そして、学校との連携については今考えたのですが、こちらから連絡しても、情報が錯乱してしまうと思うので、保護者から連絡を待つということになるかと思います。うちの事業所が被災してしまった場合は、おそらく近隣の、平時から連携を取っている通所事業者さんや、相談支援事業所さんに電話をして「うちの子たちもそっちに行って良いかなあ」と、移動を出来るか否かのお願いするかもしれないです。

宮園委員：はい。ありがとうございます。事業者者同士の連携というところもやっぱり必要ということですね。

飯島委員：飯島です。私は病院のリハビリに携わる PT（理学療法士）という立場で考えていたのですが今回、月 1、2 回病院のリハビリを利用している子ということなので、井坂さんと同じでおそらく御両親からの連絡を待つということになるだろうなと思っていました。一方で医療機関の外来で関わっている子について、相談支援員さんがついているか、通所事業所に行っているか、という情報はおそらく把握していますが、相談支援員さんの連絡先や、どこの事業所に通っているかということまで把握している病院は多くは無いかもしれないなと思っていました。やはり医療機関側もそこを把握しておく必要があるのかなと思ったのと、東日本大震災の時もそうだったのですが、色々な方面の支援者がお宅に電話や訪問をして、受ける側はなかなか大変だったというお話も聞くので、今回電話が繋がるという設定ではありますが、やはり誰が電話するのかということ、避難行動計画で決めておくことも、日頃の連携で出来ることなの

かなと思いました。

宮園委員：ありがとうございました。非常に重要な部分だと思います。

岩田委員：筑波大学附属病院の岩田です。当院の場合には災害拠点病院にもなっておりまして、病院のBCPとして、被災者の方とか、ケガをされた方、病気の方を受け入れるという体制をまず整えるということがあります。こういった医療的ケアの必要な方に関しては、平時で出来ることとして、今、宮園先生が名簿を作成されているのですが、母数の把握をきちんとやっていかなきゃいけないということと、病院に求められるニーズとして、ケガや病気の対応の他に電源がないとか、酸素の供給がないとか、そういうニーズが出てくる可能性があると思います。シミュレーション事例に「発電機は持っているけど実際に使用したことがない」と書かれているので、事前に自助で出来ることの最大化を、きちんとトライしていく必要があるかなというふうに考えました。

宮園委員：ありがとうございました。病院側としての安否確認、その辺はいかがでしょうか。

岩田委員：その辺りは、どこまで確認がとれるかというところがどうでしょうか。要検討ですね。

宮園委員：ありがとうございます。それでは松本さん、お願いいたします。

松本委員：手代木南幼稚園の松本です、よろしくお願ひします。幼稚園で災害が起こった場合を想定すると、やはり入園前から災害時のお子さんのことを一番に考え、待機場所や寒さ対策等を前もって準備しておく必要があるのかなと

思います。つくば特別支援学校だと、職場からの道のりが30分であっても、1車線で到着までにとっても時間がかかるのかなと思うので、そういったところも、保護者の方は迎えに行きながら、心配される場面ではあるのかなと思います。

宮園委員：はい、ありがとうございました。必要な情報として交通は今のところ車が遮断されてないということでしたら、今回は遮断されてないっていうのもやはりそこすごく大事な情報ですよね。

新井委員：谷田部小学校、新井です。今回の場合、学校は被害がないということなので地震が起きたら、まずは避難訓練を実施しているのと同様な避難を行うと思います。天候に関係なく、地震が起きたら、まず間違いなく避難訓練で行っているように、グラウンドに避難すると思います。心配なのが、子供たちの精神面と健康面です。精神面では、避難訓練では訓練だからということで、子供たちも安心して行動できるのですが、実際に災害が起きた際には、慌ててしまう子もいると思います。医療的ケアの必要な子も、実際ものすごく不安になると思うんです。その時に大切なのが、職員の行動になってくるのかなと思います。学校では危機管理マニュアルで避難訓練のシステムを明文化していますが、これを当たり前のように実行するということが大切になっています。避難した後の動きも、管理者としては、職員の動きが落ち着いて出来るかどうかということが、最終的には子供たちの精神面の安定に繋がるのではないかというふうに考えています。先ほど松本園長先生から寒さ対策について御発言がありました。1月の場合、上着を持って避難できるかどうかは、災害の状況によっても違ってくると思います。避難して、保護者が迎えに来るまでの間、外で待つということになると、1時間2時間では終わらないかもしれないです。先ほどの新谷先生のお話によると、保護者が迎えに来るまで待ち続けるということ

で、避難時の寒さ対策は、考えなければいけないのかなというふうに思いました。

宮園委員：ありがとうございます。こういう時期の寒さ対策、特に医療的ケア児のお子さんは、体温調整が難しい場合が多いので、非常に大切なことだと思います。ありがとうございました。

成島委員：つくば市医師会の成島です。今回、シミュレーションということで、災害状況としては、いわゆる大規模なものではなさそうなので、ここで問題になったのは結局、通所事業所や学校に行っている時の災害に対してどう対応するかということがポイントになるんだろうと思います。つくば市医師会としては、色々な災害でシミュレーションを行っています。つくば市で起こりうる災害について考えると、つくば市で能登半島のようなことは起きえないだろうと。もう10年以上経ちますが東日本大震災の時のような津波も考えづらい。つくばの災害で一番問題になるのが北海道で一時ありました大規模停電ですね。1日停電すると、結構厳しいものがあると思います。それから水害。常総水害は隣接する町で起きたものです。それから、かなり局所的ですが竜巻の災害が北条地区の方でありましたよね。今回のシミュレーションよりもうちょっと規模が大きい地震だと建物の倒壊とか、能登半島地震の際にあった輪島の火事のような災害、それらに応じた、シミュレーションをやっておく必要があります。有事に突然、冷静に行動するのはまず無理だろうと。そうすると平時にどれだけシミュレーションを行えるのかが重要です。今回こういうシミュレーションで、比較的被害の少ない状況でのシミュレーションをまず行い、さらに大規模なものも行ってみる。例えば電話が使えない等です。実際に東日本大震災の時にはほとんど電話が使えませんでした。あれ以降、各市町村の中でも安否確認をどうするかという検討を始めました。病院でも、つくばメディカルセンター

やつくば市医師会はオクレンジャーというクラウドアプリ、それから学園病院はセコムかな、そのようなサービスを導入しています。一斉に安否確認することに使用するのが目的ですが、有事の際の安否確認の他に、平時の連絡網にも使用できます。講演会や理事会の参加の確認等、平時から使っていることは非常に大事だと思います。やはり、今言われているのは、電話が弱い、災害時にまず電話がやられるだろう、ということです。電話は使えないというふうを考えておいたほうが良いと思います。そうした場合に、SNSをどう活用できるかという整備を考えていかなきゃならないと思います。あとやはり、医療と言えば、つくば市医師会でも在宅医療に関するBCPを作りまた。各在宅医療が抱えている患者さんの人数が1桁の先生たちもいれば、70人ぐらいの患者さんを抱えている在宅専門診療所もある。その中には医療的ケア児も含まれている先生もいらっしゃいます。古いことを言って申し訳ないですが、東日本大震災時に電源を必要とした患者さんがつくば市内のどの医療機関でも受け入れてもらえませんでした。結局、土浦市の霞ヶ浦医療センターに行きました。災害拠点病院の筑波大学附属病院、つくばメディカルセンター病院、筑波記念病院などの在宅医療後方支援病院が、災害があった時に自前の患者で手一杯になって、在宅で災害時に避難したいという人を送ることが可能なかどうかのシミュレーションを病院がしていく必要がある。当然、被害状況によると思いますが、今回のシミュレーションではあまりそれは考えなくて良いですが、今後はどの程度受け入れ可能か、各病院等とも話をして、日頃からどれだけ情報共有できるか、例えば、レスピエーターや吸引が必要で、自宅ではちょっと困難な人の場合にどうするか、それを日頃から情報共有して、可能であれば、例えば包括ケアベッドを使って日頃から情報共有しておいた方が良いということで、在宅医療BCPは、そこの先生たちがそれぞれに責任を持って、在宅の患者に意思確認をして、もし自宅避難が厳しい場合に、施設なり、病院を考える際に、情報共有させてもらえると受け入れやすいということは、病院側からも指摘を受け

ています。やはり日頃から受けてないと、災害時に突然「対応できないから受けてくれ」と言われても、基本的になかなか難しいのが病院側の事情だということには言っています。いわゆる野戦病院をそこに作るわけにいかないのも、なかなか難しい問題だと、医師会としてもそういうふうを考えて、日頃から平時で使いこなせる、オクレンジャーを使いながら、連絡もそれで医師、スタッフも登録できるので、一斉に安否確認のメールが回るのも、自分のスマホと自宅と診療所のパソコンを登録していることが多いと思いますが、そこに一斉に連絡が入るようにしています。コストはかかりますが、少しずつ平時に使いこなしながら有事に備えるというのは大事になるだろうと、どういう災害が起きるかは神のみぞ知る、ですが、備えていることは僕は大事だろうと思います。

宮園委員：成島先生ありがとうございました。やはり情報の連携に SNS は非常に必須だと思うんですけども、具体的にどういう方がどういう内容のものを使っているかっていうのが全く把握ができていないので、そこをちょっと整理しておく、情報共有の時に良くなっているかなと思います。

成島委員：医療的ケア児ではそこまで話が出ていませんけど、医療介護連携推進事業では、ようやくつくば市も導入に向けて検討を始めています。例えば、つくばみらい市とか常総市は電子@連絡帳というものを、導入されていて、要介護者は全員登録されています。つくばみらい市、常総市それぞれ、どちらかが 1000 人ちょっと、どちらかが 3000 人ぐらい。つくば市の場合だと、要介護者が 1 万人弱、高齢者は 65 歳以上は人口 25 万人の 20% で 5 万人ぐらいいるんですけど、5 人に 1 人が要介護認定を受けている。その方たちを登録していくことが必要だろうということ。それで安否確認とかを比較的速やかにできるし、平時は情報共有しやすくなるので、つくばみらい市とか、常総市では、ケアマネージャーが使用しています。直接、医療機関に確認しなくても、電子@連絡

帳に乗っている情報である程度、状況が把握できる。逆に言うと、そういう情報は常に更新してかなきゃならないと思います。その更新をどういう風にするかというのがこれからの問題であると思います。つくば市も、来月もまた別なメーカーの ICT のデモンストレーションをやってもらいメーカーを選定していきます。ただ、費用がかかるものなので、必ず管理者が必要になるんですね。誰が管理するというのが課題にある。コストと管理。管理というのは人がそこに専属で必要ですし、例えばつくば市の場合、さっき言ったように、要介護者だけでも 1 万人弱いるので、それを管理するのは結構大変だろうと思います。そういうあたりも含めて、医療介護推進事業で今進めてきていて、まだ確定ではありませんけど、安否確認に関してはさっき言ったようにオクレンジャーという、これはベンチャーでコストは年間何十万です。それからセコムとかアルソック等、大手のセキュリティの会社は全部対応してくれるみたいですが、やはりコストがそれなりにかかるので、そのコストを含めてどういうふうを考えるかというとも必要になるだろうなというふうに思います。

宮園委員：医療介護推進事業というのは、市町村が主体となって行う事業ということですか？

成島委員：そうですね、つくば市でも、電子@連絡帳のデモンストレーションは終わりました。あと、もう一つ二つぐらい ICT のデモンストレーションをやっていただいて、コストと使い勝手を見ていく。いずれにしろ、誰が管理するのが一番問題になるので、我々側としては、つくば市にやっていただくしかないのではという話はしていますけど、いわゆるソフト代以外に人件費がかかりますので、そのあたりは、次年度あたりまでには具体的に決めていこうと思って動いています。

宮園委員：ありがとうございました。

齊藤会長：このシミュレーション、自分の施設でもしこの状況にあったら、私の職場は職能団体なので、まず、会員の所属施設を調べる。そして、会員の施設の状況が、インフラも含めてOKか、それからその会員自体が被災していないかどうかというのを、職能団体会員にまず連絡がいくと思う。実際、例えば、いわゆる県の事務局が機能しているかどうか等、まず、初動として動くというのが平時のルールとなっております。同時に、この災害が大規模災害なのかどうか、情報を取る、という作業をしたいと思います。リハビリ職の立場でいくと、避難所や福祉避難所が立ち上がりそうなのかというのが結構ポイントになってきて、そこをまず探す。そのあとはもう災害のルールに沿ってとなり、個人で動くということは無い。個人で動く場合には、個人としてのボランティア活動となります。そういうことを、まず平時で、分かっていることが必要。災害が起こった時にはきちんとルールがあって、さっき言ったように混乱しないでルールを守るということをまず徹底しなくてははいけません。そのための取り決めが今出ているような話だと思います。キーパーソンというのも大事です。連携しやすくなる工夫は、言葉を選ばず言うと、助けに行こうと思って自己判断で行くのではなく、キーパーソンを決めて、その方を介して指示を仰いだほうがいいと思うし、困っている人は声を上げて、そこに集中的に助ける体制を調整しておくということが大事だと思います。

宮園委員：キーパーソンということと、あとルール作りが非常に大事だなと思います。ありがとうございました。

根本委員：昨年度の3月まで息子が学校に登校していたので、まず学校で何か災害が起きたといったときに、事前に学校には誰かお迎えに来るか、引き渡し

の際の登録がされていて、それは基本的に保護者ということになっています。家族の中でも、そこに事前に登録していないと、基本的には引き渡しはしていただけないというようなことになるので、まず親として、もし子供が学校にいて自分が仕事をしていて、主人も仕事をしていて、というような状況で、学校に登録をしている2人のどちらがいけそうか、というような調整から入るのかなというようなことを考えたところです。もちろん兄弟児さんがいれば、医療的ケアのある子を先にお迎えに行ってしまうと、車の中で待機させなくちゃいけない時間が生じるので、多分兄弟児さんがいた場合には先に兄弟児さんをお迎えに行き、医療的ケア児さんはもう少し学校にさせてもらうというようなことになるのかなということを考えました。学校の方に在籍していた時に東日本の時どうだったのかということをごらんと聞いた時には、やはり2時、3時前であったかと思えますけれども、その日のうちに、全保護者の方に引き渡しができるということをおっしゃっていたので、今は子供たちの人数も増えたので、どうなのかなと考えるところですが、学校が福祉避難所の指定にもなっているので、事前にできる場所としては引き渡された後、またつくば特別支援学校に戻ってくるというようなことが可能なかどうか、そういったところを個別の避難計画等を通して連携を取っておくことが非常に大事なかなと考えました。この事例からすると、まだ停電等の心配もどうなのかなと。引き渡しを受けて、自宅に帰ってからも、余震が続いているのかとか、そういったことも心配なところで、いつ停電が発生するかなとかですね、大丈夫かなというような不安な時間が過ぎるのかなということを想定したところです。特に自宅に損壊、被災がないということであれば、そのまま自宅に留まるということが一番かと思えます。ですので、日頃から発電機を備えてはいると書かれていましたけれども、その他の水道、電気、ガス等に対しても備えということを考えていたところです。あと、学校の方で、実際にどうなのかわかっていたのですが、一般の地域の小学校・中学校が一次避難所としてやって

いることが多いかと思うんですけれども、学校にいる間に子供たちとの避難訓練は日頃されていたと思うんですが、避難所となったときに、地域の方々が来るといった想定で、地域の方々に「避難訓練します」ということ等を、日頃も行われていたりするのか、伺いたいと思います。

新井委員：学校としましては、引き渡し訓練という、避難訓練で避難したあと、実際に保護者が学校にどういう交通手段で来るのかという訓練を学園地区ごとに行います。谷田部小学校であれば、輝翔学園なので、谷田部中学校、柳橋小学校があるんですけども、同時刻に、災害が起きたので迎えに来てください、という想定の実演を行います。その場合には、原則、年齢が上のお子さんを先にお迎えに行ってから、年齢が下の子を迎えに行くというルールになっています。状況によって親が来られないとなると、中学生が小学校へ兄弟の迎えに来るということも考えられるので、そういうことも含めて行っています。避難所開設ということになりますと、実際のところやっておりません。管理職としましては、シミュレーションはやっており、そういった研修も受けています。

根本委員：ありがとうございました。やはり電源が必要というところで、もし停電して、この方の場合は、まだ使用したことはないが、発電機を備えてはいるというようなのですが、もし備えていても使えないとか、備えてなかったといったときに、自宅にある酸素ボンベだけでは足りそうに無ければ、助けを求めるのはまず病院さんか酸素の業者さんということになります。ただ、病院は代表電話に繋がることが多く、なかなか主治医の先生に直接電話が繋がるということが難しく、やはり先ほど成島先生からお聞きした、在宅医さんと病院の先生との問題もあるよとのことなので、在宅医の先生方とまず繋がる、ということも、家族としては大事かなということを考えさせられました。ありがとうございます。

宮園委員：ありがとうございます。皆さんから非常に重要な御発言をいただきありがとうございました。今、検討事項2番の「発災直後にできること」というところをお伺いしたんですけれども、3番の「学校からのお迎え要請があった時にそれぞれができること」というのは、今の先生の話をお伺った限りでは、登録している家族以外に勝手に引き渡せないという事情があるのはよくわかりましたので、ここは割愛させていただいてもよろしいですね。4番の「御自宅の状態、状況を確認した後、そこから1日から2日間を無事に過ごすために各機関で出来ること」について例えば一時預かりとか、そういうことも含めてなるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

藤井委員：そうなってくると、受け入れてくれるところがあるかどうかという確認が必要になってくるんですけれども、そうやってきたときに、どういう状況になっているかというのを、どうしたら把握できるかな、というのはちょっと考えているんですけれども。

宮園委員：すいません。情報を追加でお伝えします。まず学校から連絡あって保護者とお子さんが無事に会うことができた。先に自宅に帰宅したお父さんからお母さんに連絡が入りまして、自宅の損壊が無いことが確認できました。ただ自宅は停電が発生しているとのことで、夫婦で話し合っただけでまず自宅に帰宅することにしました。その間にお父さんが発電機の試運転をする。そこから1日から2日どう過ごすかというところになります。

藤井委員：そしたら私たちとしては、どんなふうに過ごされているかなという確認のために、連絡を取るというところかなと思います。訪問できたら訪問させていただくという感じになるかと思います。

宮園委員：普段、連絡にSNSを使うところも多いかなと思うんですけど、何か

使用しているものはありますか。

藤井委員：私は今、連絡の手段としてはラインのみです。お母さん方とのラインは繋がっています。

篠崎委員：先ほども藤井委員からもあった通りで、基本的には最初に安否確認ができた場合は待ちの姿勢かと思います。こちらで待つて、困りごとは無いか等を確認をして、何かあったら連絡をくださいという待ちの姿勢になるのかなと思います。その中で例えば、具体的な困り事がありましたら、それに対するアドバイスをします。関係機関に連絡調整に入るかなというところですか。余分な連絡はあんまりしないほうが良いかなと思いますので、待ちの姿勢になるかだと思います。以上です。

吉田委員：藤井委員や、篠崎委員からもあったように、我々もサービスの調整というところがメインになってしまいます。サービス利用に関する調整等は、我々の方で行うことが出来るんですけども、やっぱり基本的に情報に関しましては待ちの姿勢になるのかなと考えておりまして、親御様、関係機関との連携を密にしていくというのが我々の任務かなと思っております。

宮園委員：何か連絡ツールで使っているものはありますか？

篠崎委員：今はまだメールで連絡を取っているという感じになります。必要に応じてラインとかということもありますが、基本的にはメールがまだ多いですかね。

吉田委員：私の事業所では9割以上電話しか無いので、メールですとか、LINE

ですとかも検討する段階に入っているのかと感じております。

井坂委員：自宅で過ごせるうちは自宅で過ごしていただき、人工呼吸器を使っているお子さんに関しては、電源がなくなってしまうような時や、家にはいられないという状況になったら連絡をいただいて、どんぐりの家においでというふうには声をかけています。公にはしていないのですが、皆さんが準備している電源が蓄電池だと、最終的に終わりが来るんですよね。あと人工呼吸器のメーカーからバッテリーを持ってきてもらうということも出来ます。メーカーはレスポンスがすごく良いので何個も呼吸器のバッテリーを持ってきてくれるんですよね。うちの事業所で持っている発電機は、ガス発電機になっていますので、これも近隣のガソリンスタンドの方にお話をしあって「稼働した段階で電話をくれれば、ボンベは何回でも交換するよ」と言ってくれています。うちに通っている、人工呼吸器を使用している子たちが来たとしても、入れ代わり立ち代わりでバッテリーを補充しながらやれば、賄えるかな、という感じにはなります。一つ自宅で過ごすのに、発電機について質問を1つ良いですか。市の助成金で、発電機の助成をしていると思うんです。それが、ボンベ式の発電機ですよね。以前にお母様方からヒアリングを取ったときに、今日のシミュレーション事例も、発電機を使ったことが無いというケースなんですけども、いざ使おうとしたら、発電機は室内では使えないんですよね。そして小型なタイプですら、音が大きくて臭いが出ます。なので、住宅が密集しているお宅で屋外で使用したところ、迷惑という苦情が来てしまい、使えなかったとのことです。なので、病院に急いで電話をして、病院に移動入院させてもらったというケースがありました。なので、外でしか使えない発電機の他に、蓄電池を助成の対象にするのはどうかなあと思っているのですが、今現在、蓄電池は助成の対象にはなっていないんですよね。

成島委員：各医療機関には補助が出て蓄電池を入れることは可能です。ただ、あくまでそれは医療機関に充ててなので、個々の家に購入する補助が出るという話は全く別の問題ですね。東京ガス等、様々なメーカーから蓄電池と太陽光発電とセットでやっているところはありますけど、医療的ケアで、レシピエーターが必要だから、蓄電池の補助というのは多分、今のところ僕が知る限りはないと思うんです。

宮園委員：つくば市では障害者日常生活用具給付事業として、発電機の助成が出ていていると思うのですが、それも何か条件があって、それを、発電機だけじゃなくて蓄電池も対象に、というのは容易には変えられないものなのではないでしょうか。

成島委員：発電機はモーターなので、軽油等で動くので、やはり音が大きいし臭いもしますね。だから確かに住宅密集地ではクレームが出るかもしれません。あと使用するのが危ないという人もいるかもしれない。日頃から軽油を自宅に置いておけるかということなんですけど、ある量以上になると危険取り扱いの資格が必要になります。だから、いざ必要な時にすぐに軽油が手に入るのかどうかというのが、実はポイントになるみたいですね。

宮園委員：市からお願いします。

事務局：障害福祉課の岡田です。蓄電池の助成ということですが、障害者日常生活用具給付事業の中では、現在行っておりません。障害者日常生活用具給付事業について、「一般的に普及しているような電池等は対象にならない」と国から通知が来ておりますので、障害者日常生活用具の中に、蓄電池を入れるということは、現在は考えておりません。

宮園委員：市町村によっては蓄電池の助成がされているところもあるので、ぜひ御検討いただけると良いと思いますので、よろしく願いいたします。

飯島委員：病院の外来の立場で考えると、患者さんと個別に SNS 等で繋がることはまず無いので、1日2日間で何かお手伝いできることは、無いだろうと思います。停電、断水しているという状況を考えると病院等もそちらの対応で病院の指示で動いていくのかなと思います。

岩田委員：病院のソーシャルワーカーとしては、やはり1日2日とりあえず、お父様もいて、お母さんもいて、家で過ごせる体制があるということであれば、状況把握に関しては、在宅の方をお願いをさせていただいて、その方から、必要時に情報をいただくという形で待機になるのかなというイメージがありました。個別避難計画書を作るときにも、やはり有事の時に誰が来て、誰が情報収集をメインで行うのかといった所を計画に入れておいたほうがいいのかというふうに感じております。

松本委員：幼稚園の方で何ができるかとなると、やはり心のケアで、緊急メールだったり電話で「大丈夫ですか」というようなお声掛けをさせてもらいながら、様子を聞いたり、保護者様の励ましをする等というような形になると思います。

宮園委員：幼稚園では保護者と SNS で繋がるということはあるですか。

松本委員：緊急メールというのは一斉で、小中学校もそうなんですけども、地震が起きたときなんかには使用します。震度5以上は、何も連絡をしなくても、お迎えに来ていただいたりとかはするんですけど、一斉メールがあるので、そ

ちらの方で連絡をします。以前、コロナで幼稚園がお休みだった時も、そのメールを使って幼稚園独自でそれぞれ連絡をとらせていただいております。

新井委員：小学校も中学校も含めてですけれども、きっと避難所の拠点になると思うので、1日2日の間に避難物資が来るかどうかは分かりませんが、避難物資が来たときには、その中の一部をこの御家庭にもお配りするということは出来るのかな、と考えます。ただ、つくば特別支援学校に通っている子が、どこに住んでいるのかということまでは、学校としても把握はしていません。居住地交流ということで、年に何回か、特別支援学校に通っている子が、居住地の学区の小中学校と交流があれば、その辺のネットワークは何とか保てるのかなと考えます。あと学校関係であれば「県内教育情報ネットワーク」というメールでは、すべての小中学校から高校まで全部繋がるようになっておりますので、災害の時にはそういうのも頭に入れておく必要があるとおもいました。

宮園委員：ちょっとお伺いしたいのが、この方の個別的な計画書を見ると避難所「〇〇小学校」となっています。つくば市の場合には、まず一般の避難所から、福祉避難所へという形になっているので、もしかしたら、小学校等の一般避難所へ医療的ケア児のニーズの御相談が入る、というのも考えられるのかなと思うのですが。

新井先生：避難してきていただいた方すべての方へ対応するというのが、基本的な考えです。一応学区がありますけれども、状況によっては、学区関係無しに助けるということもあります。実際、東日本大震災にも帰宅困難者を迎えた学校がありました。つくば市内に居住していない方も受け入れたという事例もありますので、来た方を全て受け入れるというのは、どの管理者も考えると思います。

成島委員：結局、災害発生から1日2日間どうするかということに関しては、やはり医療的ケア児のように、医療介助度が高い場合には不安は当然、大きい。そのときに安心感を得るためには、医師なり関係者からの連絡が必要だと思うのだけど、大学関係、病院関係、何名かいらっしゃるので、その方達の前で失礼なのですが、基本的には災害時に大学病院の先生と連絡を取れることはまずありえないだろうと思うんです。そう考えると、やはり「2人主治医制」じゃないけど、近くで在宅診療をやっている先生との連携を取ることが、僕は必要だろうと思います。平時から繋がっていれば、何かの時、例えば、薬がもうなくなるかもしれないとか、電源をどうするかというところの相談にも乗れる。それはさっき言ったように、在宅医療に関わっている先生たちはBCPを作っていて、どういうふうに、どこの病院と連携するという枠組みができていますので。つくばの特徴ですが、かかりつけ医が「筑波大学附属病院」とか、「筑波メディカルセンター病院」と書かれることがあって、これは本来違うよねという話はするんです。でも実際、その病院しか受診していない方々がいる。少し話が外れますが介護認定に必要な主治医意見書も、その先生方が書く。すると、自分の科で見ている疾患のみを書くことになるので、介護認定を行う際に困る、ということを経験しています。やはり1日2日を安心して過ごすためには、2人主治医制なり、在宅の先生と繋がりを持っておくことは、医療の立場では必要だろうと思っています。僕が在宅で患者さんたちへ伝えていることは「5日間は自力で頑張れよ、市も含めて行政含めて、医療機関も、1日2日は自分の体制を作ることに時間が必要。被害状況を見て、それから少し余裕ができて、患者さんはどうなったかなという段階になるので、その間は自力で頑張れるように備えておいて欲しいということを常に伝えています。

宮園委員：ありがとうございました。2人主治医性が非常に重要な問題で、実際には、医療的ケアが必要な子を見ていただけますかと伺った際に断られるこ

ともあります。

成島委員：確かに、重症度が高くて、レシピーターや吸引器が必要で、となると難しい場合もあるかもしれない。ただ、つくば市の在宅医療専門診療所は7ヶ所あるし、それ以外にうちなんかも含めて在宅診療をやっていて、難病に対応をしている病院もありますので、対応できるところが全く無いわけではないです。絶対にあります。それは医師会に相談してもらえれば、斡旋することができます。もし個人で見つけるのが大変であれば、行政へ相談するか、医師会へ御相談ください。

宮園委員：ありがとうございました。

斉藤会長：私もこのシミュレーションの大前提として72時間は、自分たちで頑張ることだと思います。多分これはルールで、72時間は緊急なので、支援に行った人が災害を受けてしまうと、二次被害になってしまうので、そこは守った方が良くと思います。そして今言っていたようなSNS、ラインで繋がる人は良いのですが、繋がらない人が心配なのでどうするか。例えば常総水害の時を思い出すと、シルバーリハビリ指導士さんが、自分の意志で地域を見て回っていたんです。3日間に限らず、立場のある人はルールに縛られてしまうので、インフォーマルの資源をどうやって活用できるか。彼らは、自己責任で近所を見回って「あそこが危ない」等、情報を得られるような人たちでしたが。平時からそうした住民とうまくネットを組んでおけると良いのかな。例えば僕たちの立場だと、町内会の某会長さんへ連絡して「ちょっと見てきて」というのが出来る、そこをまず使って、自分たちの体制を整える。3日間は危険なので、72時間ルールがある以上は、そこを守ると。「勝手に72時間以内にスタンドプレーするな」というのを、職能団体は言わざるをえない。どうしてもという場合

はきっと、1日目ぐらいでよっぽど大変なら、おそらく災害時対策本部ができているので、そこに、それなりの方を通してお話を求めていく。色々な機関が入ってくると災対本部、行政が大変。助けようと思っても助けられないということになるので、今回のシミュレーションは親御さんが家に連れて帰ると決めたことはすばらしいことなので、この方たちに支援するときこの方達が発信したことをどうやって拾って繋げてあげるかということ考えるなあと思いました。

根本委員：例えば親の会の活動をしながら、平時からメールと公式のラインですとか、ホームページ等を立ち上げて、活動の情報発信をしています。災害等があった際に、「大丈夫、問題ない」ということを確認するツールとしても使ってもらっています。その日のうちに「大丈夫」と言えるかどうかは分からないのですが、落ち着いた段階で、安否確認をすることは家族会の中でもやっていけるなと思い、これまでもやってきました。このケースを考えたときに、1日2日を無事に過ごすということで、停電している状況ということで、まずは酸素ボンベを多めに手配することを考えるかなと思います。いつまでこの停電の状況が続くか分からないので「多めにお願いします」という酸素ボンベの業者さんとのやりとりになるかなと思います。あと、普段通っている事業所さんの利用日が月水金ということで、翌日の土曜日にもし事業所さんが開いて、事業所さんが停電しておらず、体制が整っているようであれば、何とか土曜日に利用させていただけないか、というお願いをさせていただくかなと思います。翌日日曜日はほとんどの事業所さんがお休みなので、なんとか自宅で過ごすということを考えて、準備をする必要があるかなと思いました。

宮園委員：ありがとうございました。色々な御意見があって、どの御意見もすごく貴重だなと思いました。5月に、つくばみらい市で、医療的ケア児の方の

避難訓練を岩田委員も参加して行ったのですが、我々は電話連絡、メール、SNSを使った連絡を試してみました。やはり非常にいろんな人からの情報が入って「分かりました」等の返事だけのメールも入るので、そうすると非常に混乱してしまう。なので、本当に助けが必要な場合には、この言葉を使うとか、そういう共通のルール作りをしたほうが良いのではないかなということと、あとは連絡のキーパーソンを決めていただくということや、全ての連絡が家族に集中すると大変になってしまうので、お互いに連絡網がとれると良いかなと思いました。SNSだと一斉に状況がわかると思います。ただやはり最新の情報をどういうふうに受け取っていくか等、本当に課題が多くて、難しい部分もあるかなと思います。ぜひこのシミュレーションの事例を基に、もうちょっと具体的に進めていけると良いのかなというふうに思った次第であります。今回のところはですね、自助・共助の部分までということで、本当に課題が多いということがわかったのですが、多岐にわたる貴重な御意見をいただいて、私自身非常に勉強になりました。ありがとうございます。実は2月16日に、筑波記念病院さんと一緒に、災害時小児周産期リエゾンとの情報連携も含めて演習をしたいと思っていますので、御興味ある方はぜひお声かけください。直接現地へ行かなくても、例えば、SNSを使用した連絡の練習等に御参加いただければ非常にありがたいなと思います。それでは斉藤会長へ進行をお返しいたします。

斉藤会長：宮園委員、ありがとうございました。では次に、今のシミュレーションを踏まえながら、事務局で御提案いただいております「災害時連携シート（案）」を御覧いただき、それに関して意見交換を行っていきたいと思います。事務局よりこの「災害時連携シート（案）」について御説明をお願いいたします。

事務局：お配りしております「災害時連携シート（案）」を御覧いただければ

と思います。こちらは、医療的ケア児者本人と医療的ケア児者の方々が関わる機関の連絡先、担当者、災害時の役割や協力可能内容記載しておき、記載されている機関と本人が手元に保管しておき、有事の際に安否確認や情報共有に活用していただくためのツールの一つとして考え、作成してみました。この場で御意見をいただき、活用できる形に整えた上で、すでに市で配布を開始しております「災害時対応ノート」の一部として配布を予定しております。シートの中には枠だけのシンプルな様式としており、1枚の用紙で関係者同士が見えるように考えております。本日のシミュレーションの内容を踏まえた上で、シートそのものに対する御意見をいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

齊藤会長：ありがとうございました。まず事務局からの説明について、御質問は無いでしょうか。どうぞ、挙手でお願いいたします。

篠崎委員：先ほどの話し合いもあったところで、連絡のルートを決めたほうがいいのかなどは思います。これだけだと漠然とで結局災害時にどこに電話すればいいのかちょっと分からないので、大前提として、どういった順序でというのを、ある程度、絞ったほうが良いんじゃないのかなあと思いました。

齊藤会長：はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

宮園委員：先ほどお話だと、SNSで繋がっている場合もあると思うので、例えば自宅と事業所の間には線をつけて「ここはSNS使っています」等、記載できると良いかなと思います。

飯島委員：作成日を書く欄があるといいのかと思いました。

成島委員：この手のものを、高齢者でも結構作っているのですが、日常的に情報の更新をきちんとしとかなないと、全く無意味なものになってしまうので、どういうふうに更新をしていくかを市の方として考えておいてほしい。例えば、幼稚園生が小学生になる場合もありますし、転居してしまう等もあると思うのでそのあたり情報の更新をきちんと確認できるようにしてください。

宮園委員：それからこちらは紙ベースでおそらく手書きをすると思うのですが、原本をどういう形で保管できるか。電子媒体じゃないですけど、ファイルとして保管できるとか、個人情報も関わると思うんですけども、何か工夫があると良いのかなと思いました。

吉田委員：担当者を記載する欄があるのですが、事業所の担当者が変わってしまうのは結構多くあります。管理者ですとか、必ず連絡がつく方の名前があればいいのかなと思いました。

齊藤会長：ここで先ほどの、主治医を書き込む、というのは難しいでしょうか。

成島委員：さっき個人情報のことが出ましたが、実は高齢者の場合だと、各区会とか民生委員がかなり厳重な管理で、高齢者の要避難者とか要介護者のリストができていますね。ただ、医療的ケア児の場合だと圧倒的に数のボリュームが小さいので、一体これをどこで誰が持って保管することで有効に活用できるのかときちんと決めておかないと、せっかく作ったものが生きてこず、全然役に立たないという可能性があると思います。

齊藤会長：事務局から、現状とか想定で何かお話できることはありますか。

事務局：御自身とここに書かれている事業者さんや、関係者がお互いに持っておき、有事の際にその方の関係者や連絡先を確認できる、というイメージでおりました。

斉藤会長：市が持って管理しますか。

事務局：そこは要検討です。

根本委員：今在宅で生活している中で、やはりキーパーソンとなってくださっているのは相談支援の事業所さんかなと思います。定期的にモニタリングをしていただいて。相談支援事業所さんの仕事が増えてしまうことを提案することになるのですが、モニタリングで定期的にも会えますし、各機関等の調整とか確認を、定期的にチェックしていただいているということでは、計画と併せて定期的に確認をできるのかなということを思いました。

井坂委員：これすごく良いと思っています。もし、いざというときになったら、おそらく私はその時に事業所を利用している子たちのこの用紙をホワイトボードに貼り出すかなというふうにイメージしました。なので、これ1枚でもし完結できるならば、学校の引き渡しに登録している保護者を全員記載できるように、保護者の氏名の欄を3人分くらいに、多くしていただきたいなというのと、あとは先ほど、民生委員さんの話も出ましたが、そのような地域のキーパーソンの名前を書く欄があったらいいなと思います。それから、備考欄を作り、時系列で、「何時何分の居場所」等を書き込みたい。それが出来ると、これ1枚をホワイトボードに貼れば「今お母さんお迎え中」等と書いたり「電源が無くなるから、このまま事業所で継続して見よう」等と書きながら進めることが出来ると思いました。

岩田委員：場合によっては幾つかのパターンを書いていただく、例えば「電源確保に困ったとき」とか、「家が壊れて行き場がない時」とかのパターンを見て、そこにあった連絡先を書くのも一つかなと思いました。

宮園委員：今、共助までだと思うんですけど、そこから公助に繋げるときに、どういう形でつなげるか、誰がキーパーソンなるかというところまで書いておけると良いと思いました。

吉田委員：例えば、矢印等を書いてですね、順番ですとか、相関図みたいな物の利用方法もあるかなと思いました

新井委員：もし災害が起きたときに電話が使えないということであれば連絡先に電話番号だけでなくメール等も入れておいた方が良いのかなと思いました。

斉藤会長：あまりあれこれ書いてあっても分かりにくくなりますし、難しいところですよ。

篠崎委員：先ほど根本委員がおっしゃっていただいた通り、私もそれだと思います。基本的に連絡の手段、ルートは決まっていて、シンプルに保護者さんから相談支援員に連絡が行けば良いと思います。相談員が、どういうことで困っているから、こういうふうにしたほうがいいですよ、ということをお伝えして、家族に連絡を取ってもらうというのが一番スマートでわかりやすいんです。ただですね、おっしゃる通り、これはまだ課題だと思います。相談員の役割という認識もありますが、実際そこまで手が回っているかどうか。また、我々の認知度も課題です。例えば私が「サポートプラザの篠崎です」と学校に問い合わせたところで学校側は「誰ですか」となると可能性があると思います。です

ので、相談支援員の認知度を上げていかななくちゃいけないっていうところで平時に、お互いに顔を知れるような会議が必要かと思います。まずは顔を知ること、相手を知ることが、平時にやっておくべきことではないかと思っています。

斉藤委員：ありがとうございました。とても前向きな御意見です。解決できそうな課題ですね。家族から同意を取っておけば、学校側も承諾しやすいのではないのでしょうか。

篠崎委員：緊急時に「家族から同意を取っています」と学校へ伝えても、平時から繋がりがないと「誰ですか」となってしまうと思います。まだまだ「相談支援専門員とは何ですか」と言われることもあるので、徐々に認知度を広めていく必要があると考えています。

成島委員：今、篠崎委員がおっしゃるように、情報共有はとても大事ですね。御存知の通り高齢者のサービス担当者会議というのは、インセンティブがちゃんとあるわけですよ。（障害児の分野ではインセンティブが）無いですよ。やはりインセンティブがちゃんと出るように、行政がきちんと働きかけて欲しいなど。そうすればもっと担当者会議をやりやすくなるし、顔の見える関係になりますからね。これ非常に大事なポイントだと思います。

藤井委員：今認知度のお話が出ましたが、本当に私たちの立ち位置は、弱いところもありまして、何とかしたいなというのを日々話をしているところなんです。そこでですね、新井先生に少し質問させていただきたいんですが、おそらく支援学校さんは、放課後等デイサービス等には、学校からの情報を送っていますよね、インフルエンザが出たとか、そういうところを連携されているんだろうなと思うんですけども、可能であれば、そこに相談支援事業所も入って

いけると、学校さんの方と連絡が取りやすいのかなというふうに思っていました。そうすると私たちも、御家族とモニタリング等でお会いする時に「インフルエンザが流行っているそうですね」という話をして、じゃあどうするという話にもなっていくと思うので、我々も関わらせていただけるといいかなと思いました。

新井委員：連携がとれると基本的には良いと思います。あとは、個々のケースによると思うのですが、まずは保護者の方の要望で「外部機関をつなげたい」ということを言っていただいて、学校としてもそこが必要であるというふうに考えれば大丈夫だと思います。うちの学校の場合も要望があった機関とは、繋がりを持っていますが、皆さんがみんな要望を出してくるわけではないので、突然連絡が来るところには「そういったことに関しては、ちょっとお答えできません」と答えてしまうということもあるのは事実です。ですから、学校としては保護者との連携から、徐々に連携を深めていけたらいいかなと思います。

斉藤会長：今の話も、一手間二手間かければ、可能そうですね。それをやるかどうかですね、頑張りましょう。

松本委員：幼稚園や小学校は避難訓練を月に1回実施します。そういった訓練を1回やってみて、それでこれが必要だとか、省けるものを省いて、何が今一番重要なのかと、問題を下ろしていった上で明記をしていくと、より良いものがつくれるのかなと思いました。

斉藤会長：貴重な御意見をありがとうございました。今の御意見を踏まえて、事務局でシートの修正をお願いいたします。その他、皆様や事務局から何か連絡事項はございますか。先ほど根本さんがおっしゃっていた、酸素などの業者

さんは土日もやっているというは、本当ですか。

昨日、たまたま臨床工学技士の会長さんとお話をする機会があったのですが、そもそも業者のスタッフさんが臨床工学技士の方が営業で回ってれば良いですが、無資格者の場合もあるとのこと。そういう意味では職能団体が窓口になっていくと良いですね。公益団体であれば土日関係ないので。業者の方は土日祝日も本当に24時間、動いていますか。

宮園委員：在宅の（業者の）方は24時間動きます。災害の時に、最初に安否確認をしてくださったのが、在宅の業者の方でした。

斉藤会長：そうですね。土日祝日夜間対応できる方が必要ですね。ありがとうございます。その他、今皆様事務局から何かございますか。先ほど宮園先生からお話のあった演習の件は、後日事務局からお話をいただくということによるのでしょうか。

宮園委員：そうですね。今シナリオを考えておまして、今回のこのシミュレーションを参考にさせていただこうかなと思い、ここから関連して繋がりがあると連続して考えていきやすいかなと思ったので。1月中に御連絡させていただきます。

斉藤会長：あくまでも自助共助あたりのところまで連携を作って欲しいということですので、先ほど宮園先生から御発言のあった公助の部分については、国のレベルの事もあるので、なかなか難しいので、まずは自助共助で考えられると良いですね。先ほど相談支援の認知度を上げよう、という御意見がありましたが、それが一番良い気がしますね。今お話聞いていて、個別の色々な制約があるので、それを1個1個紐解いていく機会になり、私としては嬉しいお話が

できたと思っております。他に特になければ議事進行を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：齊藤会長、宮園委員、議事の進行をどうもありがとうございました。以上をもちまして、今年度に予定しておりました全2回の協議会が無事に終了いたしました。また、今年度末をもちまして、委員の皆様の3年間の任期が終了となります。令和4年度から開催しております当協議会が滞りなく行うことができましたのは、委員の皆様の御協力によるものと、事務局一同、大変感謝しております。医療的ケア児等の支援施策に関する協議は今後も皆様のお力添えをいただくことが必要ですので、引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。なお、来年度以降の委員の選任に関しましては、事務局内で協議の上、今年度内にお声掛けをさせていただく予定です。よろしく願いいたします。では以上をもちまして、令和6年度第2回つくば市医療的ケア児支援体制協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和6年度 第2回 つくば市医療的ケア児支援体制協議会 次第

日 時 令和6年12月26日(木)

10時～12時

場 所 つくば市役所2階 201会議室

1 開会

2 議事

①報告事項

- ・ 保育所、幼稚園、小学校それぞれの医療的ケア児の受け入れ状況（幼児保育課、特別支援教育推進室）
- ・ 医療的ケア児把握の現状（障害福祉課）

②協議事項

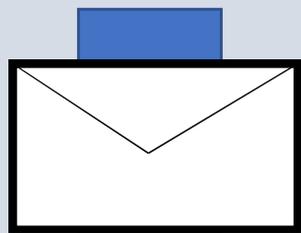
- ・ 医療的ケア児をとりまく関係機関の連携について（災害時シミュレーションを軸に）
- ・ 災害時連携シート（案）について

3 その他

4 閉会

医療的ケア児等実数把握

令和2年度4月コロナ流行による影響調査を実施
対象となりうる方へ調査書を送付



身体障害者手帳呼吸器I級
難病で障害者日常生活用具給付歴有
障害児通所支援事業所利用者（医療的ケア児受入可の事業所）
保健センターからの情報

電子申請、紙面、電話で回答

医療的ケア児・者名簿を作成
在宅で医療的ケアを必要とする方に、手指消毒用アルコールを配布

- 
- ・ **令和2年度**（コロナ流行による影響調査・アルコール配布）
対象となりうる方へ一斉通知し、回答をいただいた。

身体障害者手帳呼吸器I級
難病で障害者日生具給付歴有
障害児通所支援事業所利用者（医療的ケア見受入可の事業所）
保健センターからの情報

現在（随時把握）

- ・ 身体障害者手帳交付時
- ・ 病院からの退院時
- ・ 転入時
- ・ 保健センターからの情報
- ・ 保育園の入所相談時
- ・ 就学相談時
- ・ 災害時ガイドブック・ノート配布時
- ・ 避難行動要支援者名簿の登録時
- ・ つくば特別支援学校からの情報提供

【災害シミュレーション事例】

[ケース概要]

年齢	小学4年生
所属	県立つくば特別支援学校に通学
必要な医療的ケア	夜間のみ人工呼吸器使用、昼間酸素使用、痰吸引（随時） <u>経管栄養（経鼻胃管）</u>
移動方法	車いす移動
医療	主治医：筑波大学附属病院外来利用、A 医師 市内 B 病院で通院リハビリ利用中（月 1～2 回）
利用サービス	通所事業所 C に週 3 日通所している（事業所内に発動発電機あり、看護師在中） 相談支援事業所・相談員：D 事業所、E さん <u>事業所利用日：月水金</u>
行政とのつながり	・市医ケア名簿に登録あり ・個別避難計画提出済み、個人情報及び個別避難計画を関係機関に提供することに同意あり
自助の備え	・市内住宅地の戸建て（持ち家）に居住 ・自宅に発動発電機所持あり（実際に使用したことは無い） ・災害時対応ノートに使用している機材のバッテリー残量、業者の記載あり。

[災害状況]

- ・学校にて、地震発生。震度 5 強～6 相当（1 月 10 日（金）、5 限目開始前）
- ・震源地は近隣県
- ・職場から学校までの平時の所要時間 30 分
- ・学校から自宅までの平時の所要時間 25 分
- ・職場と学校、自宅までの交通は遮断されていない
- ・学校は被害がなく、子供達は全員無事。学校敷地内で避難している。
- ・現時点で電話は携帯電話、普通電話ともに通じるよう

[シミュレーション]

もし自分の関わっているお子さんだった場合・・・

1. それぞれの関係機関で何ができますか（平時において、発災後）
 2. 関係機関でどう連携できそうですか（平時において、発災後）
 3. 連携しやすくする工夫はどのようなことはありますか
-
- 1) 追加で必要な情報
 - 2) 発災直後にできること、すること
 - 3) 学校からお迎えの要請があった時にそれぞれができること
 - 4) 自宅の状況を確認した後、1～2日間を無事に過ごすために各機関のできる
こと
 - 5) 日頃から必要な連携について

個別避難計画書

フリガナ	〇〇〇 〇〇〇	記入日	令和 5 年 10 月 / 日
氏名	〇〇 〇〇	西暦・大正・昭和(平成)令和	26 年 10 月 / 日
住所	つくば市	自治会 ※未加入の場合は空欄	
電話番号	(自宅) 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	(携帯電話)	

当てはまる項目に☑をつけ、空欄に必要事項を記入してください

1. 現在、長期入院・施設入所をしていますか

している → これで記載は終了です。本用紙を返送してください
(個別避難計画に個人情報は提出しません。通所・通院した際には御連絡ください)

していない → 引き続き、2番目以降の内容も御記載の上、本用紙を返送してください

2. 世帯の状況はいかがですか

1人暮らしである

同居人がいる → 御自身を含め、世帯員全員が70歳以上である
 御自身を含め、70歳未満の世帯員がいる

3. 緊急連絡先はどちらですか(※相手の方に了承いただいたうえで記入)

順位	氏名(フリガナ)	関係性	住所(避難時の場合記載不要)	電話番号・メールアドレス
1	〇〇〇 〇〇〇	父	同居	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
2	〇〇〇 〇〇〇	母	同居	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

4. 上記以外で避難の支援をしてくれる人はいませんか(※相手の方に了承いただいたうえで記入)

順位	氏名(フリガナ)	関係性	住所(同居の場合記載不要)	電話番号・メールアドレス
1	E さん	相談員	D 相談支援後援事務所	029 - 000 - 0000
2	C の職員さん	職員	通所支援後援事務所	029 - 000 - 0000

(備考: 非常時に可能な場合は、電源互換機をご提供ください)

5. 災害発生時にはどこに、どのように避難しますか(指定避難所は通常は開設していません。災害が予想される場合に事前に開設する指定避難所を決定し、市のホームページや緊急速報メール等でお知らせします。)

避難先	避難方法
<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 避難所(名称: 〇〇小学校 (指定避難所)) <input checked="" type="checkbox"/> 親戚宅など(具体的に: 祖父宅)	<input type="checkbox"/> 自力で移動する <input checked="" type="checkbox"/> 家族の協力で移動する <input checked="" type="checkbox"/> 支援者の協力で移動する <input type="checkbox"/> その他 ()
<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 避難所(名称: 〇〇小学校 (指定避難所)) <input checked="" type="checkbox"/> 親戚宅など(具体的に: 祖父宅)	<input type="checkbox"/> 自力で移動する <input checked="" type="checkbox"/> 家族の協力で移動する <input checked="" type="checkbox"/> 支援者の協力で移動する <input type="checkbox"/> その他 ()

6. 御自身の状況はいかがですか

要介護3~5の認定を受けている(3 4 5)

身体障害者手帳を所持している (1級 2級)

障害手帳を所持している (A)

精神障害者保健福祉手帳(精神)級を所持し、単身世帯である

その他(経済的余裕が乏しい)

物が見えない・見えにくい 言葉や文字の理解が難しい

危険なことが判断できない 顔を見ても知人や家族と分からない

常備薬・医療機器の携行が必要 車いすの介助が必要

医療機器の電源・バッテリーが必要(チェックした方には、後日別途調査票をお送りします。)

その他 ()

訪問系 通所系

(週 3 回 利用 ⇒ 月 火 水 木 金 土 日)

→ 事業所名 通所支援後援事務所 事業所連絡先: 029-000-0000

健康 持病がある(病名:)

かかりつけ医 なし あり()

避難時に必要な薬 なし あり()

裏面に続きます

7. 最近1年間の交流状況はどうですか

近所の人	<input type="checkbox"/> よく会う	<input checked="" type="checkbox"/> たまに会う	<input type="checkbox"/> ほとんど会わない
友人	<input type="checkbox"/> よく会う	<input type="checkbox"/> たまに会う	<input checked="" type="checkbox"/> ほとんど会わない
別居親族	<input type="checkbox"/> よく会う	<input checked="" type="checkbox"/> たまに会う	<input type="checkbox"/> ほとんど会わない

特記事項(健康上で刻になることや、書ききれなかったことを記載)

昼間は酸素吸入が必要。外出時は酸素ボンベ使用。
 随時、痰吸引が必要。
 経管栄養が必要。
 夜間の人工呼吸器を使用している。

関係機関への個人情報・個別避難計画の提供に係る同意書

個人情報(氏名・生年月日・性別・住所・連絡先・支援を必要とする理由(緊急時の連絡先等)や、個別避難計画書に記載した情報を、関係機関(※)に提供することにより、あなたは災害が発生した時に、関係機関による避難支援を受けられる可能性が高まります。
 しかしながら、同意にしたことにより、災害時における関係機関による避難支援が行われることを保証するものではありません。また、情報提供を受けた関係機関は、避難支援者の立場として、法的な責任や義務を負うものではありません。

※関係機関とは...消防機関(消防団含む)、警察機関、民生委員・児童委員、つくば市社会福祉協議会、自主防災組織(該当地区のみ)、つくば市関係課室

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他生命又は身体への保護を受けるために、

- (1) 個人情報を平時時から関係機関に提供することに
- 同意します【関係機関に個人情報が提供されます】
 趣旨を十分に理解した上で、同意しません【関係機関に個人情報が提供されません】
- (2) 個別避難計画の情報を平時時から関係機関に提供することに
- 同意します【関係機関に個別避難計画の情報が提供されます】
 趣旨を十分に理解した上で、同意しません
 【関係機関に個別避難計画の情報が提供されず、つくば市社会福祉課のみで情報を保有します】

令和5年(2023年) 10月 1 日

署名 〇〇 〇〇 (本人) (代筆: 〇〇 〇〇 続柄: 母)

記入はここまでです。

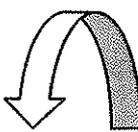
<郵便番号>

<住所>

<氏名>

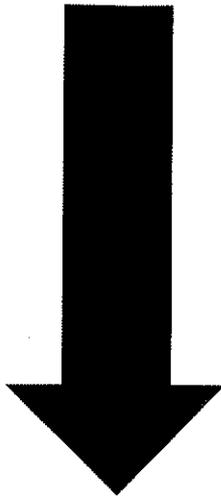
この用紙の両面を記入した上で、
 返信用封筒に封入し、
 令和*年(****年)*月*日(*月)までに
 返送してください。

★ご自身での作成が難しい場合には、訪問による作成支援も行っています。
 つくば市社会福祉課(029-883-1111 内線2114)までお問い合わせください!



※この面は裏面です。表面から記入してください。

最後に同意書の
 記入もお願ひします



署名もお忘れなく!

電源が必要な医療機器を使用している方用

別紙

記入日 R 5 年 10 月 1 日

氏名	フリガナ 〇〇〇 〇〇〇	性別	男・女	血液型	Rh + -	A・B AB・O	生年月日	S (H)・R 26 年 10 月 1 日
	〇〇 〇〇							
住所	つくば市 ① 000-000-0000 ② 000-0000-0000 (自宅)							
支援者 (保護者等)	フリガナ 〇〇〇 〇〇〇	フリガナ 〇〇〇 〇〇						
	① 〇〇 〇〇 (関係性 父) ☎ 000-0000-0000	② 〇〇 〇〇 (関係性 母) ☎ 000-0000-0000						
基本情報	診断名							
	専門医	医療機関名	筑波大学附属病院					
		医師名	A 医師	☎	029-000-0000			
	かかりつけ医	医療機関名	市内 B 病院					
		医師名	C 医師	☎	029-000-0000			
	医療的ケア	<input checked="" type="checkbox"/> 人工呼吸器 (夜間) <input type="checkbox"/> 胃ろう <input checked="" type="checkbox"/> 痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管切開 <input checked="" type="checkbox"/> 経管栄養 <input checked="" type="checkbox"/> 酸素 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> ストーマ <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	予備バッテリー	<input checked="" type="checkbox"/> 保有している <input type="checkbox"/> 保有していない		自家発電機	<input checked="" type="checkbox"/> 保有している <input type="checkbox"/> 保有していない			
	移動方法	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> つかまり立ち <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> バギー <input checked="" type="checkbox"/> 車いす (自走・ <input checked="" type="checkbox"/> 介助・電動) <input type="checkbox"/> その他						
	服薬	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		特記事項	アレルギー・てんかん等			
	手帳の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (1 級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 (A・A・B・C) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (級) <input type="checkbox"/> 無						
関係者連絡先リスト	施設名	担当者	電話番号					
学校・園	つくば特別支援学校	〇〇 先生 (担任)	☎ 029-000-0000					
相談支援事業所	D 事業所	E さん	☎ 029-000-0000					
訪問看護			☎					
通所施設	通所支援事業所 C	F さん	☎ 029-000-0000					
保健師			☎					
その他			☎					
その他			☎					

「 災害時・各機関の連携シート1 」さん用・災害時連携シート1
「 さん用・災害時連携シート1 」さんを記載し、いざという時に各機関で活用しよう

おもち

自宅住所 _____

連絡先 _____

保護者氏名 _____

災害準備 _____

園・学校 _____

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____

病院 1 _____

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____

事業所 1 _____

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____

相談支援員 _____

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____

病院 2 _____

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____

事業所 2 _____

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____

市役所 _____

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____

「さん用・災害時連携シート2」
災害時・各機関のできることを記載し、いざという時に各機関で活用しよう

記載例 ○○事業所

連絡先 012-345-678

担当者 筑波 太郎

災害時 用品保管中

どうしても時は給電可能 (限りあり)

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____

連絡先 _____

担当者 _____

災害時 _____